



令和3年度施策に関する提案

令和2年6月

 広島県

広島県の行政施策の推進につきましては、かねてより格別の御高配をいただき、厚くお礼を申し上げます。

平成30年7月豪雨では、発災直後から復旧・復興に向け、砂防・治山など大規模な直轄事業の実施や、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算による財政措置など迅速な支援を賜り、感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、速やかに補正予算を成立させていただくなど、感染拡大防止に向けて全力で取り組んでいただいております、重ねて感謝申し上げます。

本県では、被災された住民の皆様の一日も早い日常の回復が図られるよう、「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」の達成に向けた取り組みを進めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の緊急経済対策も活用して県として補正予算を成立させるなど、感染拡大防止対策と医療提供体制の確保、経済的な影響を受けている県民の皆様の暮らしや事業を維持していくため、さまざまな緊急対応策を実施しております。

このような中、新型コロナウイルス感染症対策の取組を進める上での課題につきましては、別途取りまとめて提案をまいります。

また、国におかれましては、全世代型社会保障制度の構築に向けて、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続を推進していくこととされております。

こうした中、本県といたしましても、

- ・急速に開発が進むデジタル化社会の到来へ向けて、先端技術やビッグデータを活用して様々な社会課題の解決と県勢発展を目指す「デジタルトランスフォーメーションの推進」
- ・社会で活躍する人材の育成、子供の健やかな育ちを支える環境の充実などによる「希望をかなえるための後押し」

といった、経済成長や人材の育成など、これまでの取組によって現れてきた成果や、新たに育ちつつある成長の芽を県民の皆様実感いただけるよう、「欲張りなライフスタイルの実現」に向けて、更なる成果の獲得に向けて取り組んでまいります。

本県の様々な施策の推進に向けて、喫緊の課題で国との連携・協力が不可欠な事項等について提案をいたしますので、令和3年度政府予算の編成及び施策の決定に当たり、格別の御理解・御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月

広島県知事 湯崎 英彦
広島県議会議長 中本 隆志

目次

1 創造的復興による新たな広島県づくり	
平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン	1
(1) 被災者の生活支援・再建〔内閣府, 文部科学省, 厚生労働省〕	3
(2) 住民の主体的な避難を促す取組の推進〔内閣府, 総務省, 国土交通省〕	5
(3) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実〔消防庁, 国土交通省〕	7
(4) 登記手続の緩和及び適正な土地管理のための取組の推進〔法務省〕	9
(5) 公共土木施設等の強靱化〔財務省, 農林水産省, 国土交通省〕	11
(6) ため池の総合対策〔総務省, 財務省, 農林水産省〕	13
(7) 水道施設の強靱化〔総務省, 厚生労働省, 経済産業省〕	15
2 地方創生の推進	
(1) デジタルトランスフォーメーションの推進〔内閣府, 総務省, 経済産業省, 国土交通省〕	17
(2) 人づくり革命の推進〔内閣府, 総務省, 文部科学省, 厚生労働省〕	25
(3) 地方の産業競争力の強化	
① Well-to-Wheel評価による取組の加速〔経済産業省, 国土交通省〕	33
② DMOによる観光地経営の推進〔内閣府, 観光庁〕	35
③ 暖冬により観光産業が被っている影響への支援〔総務省, 国土交通省, 観光庁〕	39
④ 農業の競争力強化〔財務省, 農林水産省〕	41
3 東京一極集中の是正	
(1) 企業等の地方移転の促進〔内閣府, 経済産業省, 厚生労働省〕	45
(2) 新たな過疎対策法の制定〔総務省〕	49
(3) 地方分権改革の一層の推進〔内閣府〕	51
(4) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組〔内閣府, 総務省〕	53

4	安心・安全な暮らしづくり	
(1)	医療提供体制の確保〔総務省, 文部科学省, 厚生労働省〕	55
(2)	がん検診受診率の向上に向けた取組〔厚生労働省〕	61
(3)	鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援〔国土交通省〕	63
(4)	空き家対策の強化〔法務省, 国土交通省〕	65
(5)	建築物の耐震化の促進〔総務省, 財務省, 厚生労働省, 国土交通省〕	67
(6)	外国人材の受入・共生〔総務省, 法務省, 出入国在留管理庁, 文化庁〕	71
(7)	米軍機による低空飛行訓練の中止等〔外務省, 防衛省〕	75
5	地方税財源の充実強化	
(1)	安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等〔内閣府, 総務省, 財務省〕	77
(2)	市町の財政基盤の強化〔総務省〕	81
(3)	水道事業の広域連携の推進〔総務省, 厚生労働省〕	83
(4)	下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保〔財務省, 国土交通省〕	85
6	社会資本整備の推進	
(1)	公共事業予算の安定的・持続的な総額確保〔内閣府, 総務省, 財務省, 農林水産省, 国土交通省〕	89
(2)	防災・減災に資する社会資本整備の推進〔内閣府, 総務省, 財務省, 農林水産省, 国土交通省〕	91
(3)	社会資本の適正な維持管理の推進・強化〔総務省, 財務省, 国土交通省〕	99
(4)	道路ネットワークの整備促進等〔財務省, 国土交通省〕	101
(5)	交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進〔財務省, 国土交通省〕	109
(6)	物流・交流の拠点となる港湾機能の強化〔内閣府, 国土交通省〕	111
(7)	空港活性化に向けた経営改革の推進等〔国土交通省〕	117
7	原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等	
(1)	原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化〔内閣府, 外務省, 文部科学省, 厚生労働省〕	121

1 創造的復興による新たな広島県づくり ～平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン～

復旧・復興に向けて

- 平成30年7月豪雨災害で被災された皆さまの一日も早い日常の回復が図れるよう、復旧・復興プランに基づき、
「安心を共に支え合う暮らしの創生」 「未来に挑戦する産業基盤の創生」
「将来に向けた強靱なインフラの創生」 「新たな防災対策を支える人の創生」
の4つの柱により、速やかな復旧・復興に全力で取り組んできた。
- こうしたなか、
 - ・ みなし仮設住宅等、仮住居住まいの方がピーク時の約1,300世帯から368世帯にまで減少
 - ・ 被災者の生活再建に向け、5,000を超える対象世帯全てに対して、個別支援計画を策定
 - ・ 全国最多の4万7329か所の土砂災害警戒区域の指定を完了するとともに、避難行動の分析結果等も踏まえ、ソフト・ハード両面からより効果の高い被害防止策を推進するなど、復旧・復興に向けた動きは着実に進んできている。
- しかしながら、被災前の状態よりさらに良い状態に力強く押し上げるための創造的復興を成し遂げるためには、中長期的な視点に立った更なる取組が必要である。
- このため、国において、本県の目指す創造的復興が実現できるよう、適切な対策を講じるとともに、財政面等において、これまで以上の後押しを行うよう強く要望する。

1 創造的復興による新たな広島県づくり ～平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン～

創造的復興

『創造的復興による新たな広島県づくり』が、県内各地で進展中

安心を共に支え合う暮らしの創生



地域共生社会プラットフォーム

地域共生社会の実現に向けて、どのような手法が効果的か、モデル事業を通じて検証

未来に挑戦する産業基盤の創生



事業承継事例集

地域にとって大切な会社や事業を残すため、事業承継のモデルとなる取組事例集を作成

将来に向けた強靱なインフラの創生



災害関連緊急砂防事業

被災前の構造にこだわることなく、被害の発生の要因を踏まえた工法の選定等により、強靱なインフラを整備

新たな防災対策を支える人の創生



自主防災組織の訓練

県内の各地域で防災活動をリードする自主防災組織の強化やその中心となる人材育成が拡大

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(1) 被災者の生活支援・再建

国への提案事項

災害救助法及び被災者生活再建支援制度等の見直し

- 応急仮設住宅の供与期間は発災から2年となっているが、災害関連事業の進捗の状況により、住宅の再建が困難となる被災者がいることから、応急仮設住宅の供与期間の延長に係る財政措置を行うこと。
- 全壊から大規模半壊まで対象となっている被災者生活再建支援制度について、半壊・一部損壊を支給対象とすること。
- 心身の手厚いケアのため、戸別訪問による健康管理・精神保健活動やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）について、災害救助法の対象とするなど、柔軟な運用を行うこと。
- 避難所生活を余儀なくされる被災者の心身の負担を軽減するため、避難所になり得る公共施設の環境整備（クーラーの設置、トイレの洋式化等）に対する財政措置を行うこと。

【提案先省庁：内閣府，文部科学省，厚生労働省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(1) 被災者の生活支援・再建

現状/広島県の取組

【災害救助法】

○救助範囲が避難所の避難者に限定されており、在宅の避難者は対象外となっている。

○法の適用(平成30年7月豪雨災害)

適用日	平成30年7月5日
適用地域	広島市, 呉市, 竹原市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 東広島市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町
救助内容	避難所の設置, 応急仮設住宅の供与, 食料・飲料水・生活必需品の給与, 医療, 住宅の応急修理等

【被災者生活再建支援制度】

○過去の災害において、被害の件数の多い、半壊及び一部損壊世帯が支給対象となっていない。(被災者生活再建支援法第3条2項)

年度	全壊	半壊	一部損壊	計
平成26年 広島市土砂災害	179棟	217棟	189棟	585棟
平成30年 7月豪雨災害	1,162棟	3,628棟	2,166棟	6,956棟

※令和元年7月3日現在

課題/目標

【災害救助法】

- 被災者に対して、心身の手厚いケアを行うため、
 - ・ 自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援(戸別訪問による健康管理・精神保健活動など)を救助の対象に追加
 - ・ 避難所になり得る公共施設の環境整備(クーラーの設置, トイレの洋式化等)に対する財政措置
- 応急仮設住宅の供与期間の延長及び延長に伴う財政措置

【被災者生活再建支援制度】

- 全国知事会の試算では、半壊の場合280万円程度、一部損壊の場合200万円程度の修繕費がかかっており、「生活基盤に著しい被害」が生じていることから、一部損壊世帯まで支給対象の拡大が必要

令和2年度概算要求等の状況

- ◆防災対策の充実(災害復旧・復興)(内閣府)
54億円(前年度比101.6%)

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(2) 住民の主体的な避難を促す取組の推進

国への提案事項

住民の主体的な避難を促す取組の推進

- 国において、警戒レベルの導入が住民に浸透するよう、更なる周知を行う等、住民の早めの避難行動につながる取組を強化すること。
- 指定緊急避難場所・指定避難所の開設や運営費用に係る国の財政措置等、住民の主体的な避難を促す取組について、継続的な支援制度を創設すること。
- 土砂災害警戒区域の指定や浸水想定区域の見直しなどに伴うハザードマップの更新・周知に係る取組について、国の財政措置の更なる充実を図ること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，国土交通省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(2) 住民の主体的な避難を促す取組の推進

現状／県の取組状況

- 住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供
国の避難ガイドラインの改正に伴い、県のガイドラインを早急に改正するとともに、市町のガイドラインの改正支援を行い発令基準の統一を行った。
- 避難行動等の研究を踏まえた取組
県民の避難行動とその理由などを調査し、防災や行動科学等の専門家による調査・分析を実施し、避難所について次のことが示唆された。
 - ・災害当日の収容人数、駐車場の空き情報、避難場所までの経路の安全性などの情報発信を通じて、災害当日の避難場所に関する適切な情報を知らせることが必要。
 - ・指定避難場所にこだわらない、避難場所(商業施設やホテル、親せきの家)を複数確保するよう、促すことが必要。
- 「基礎調査実施計画」に基づく土砂災害警戒区域等の指定が令和2年3月26日に完了
今後、土砂災害警戒区域等の認知度を更に向上させるため、小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等を示した標識」を設置し、地域住民が土砂災害のリスクを意識し、伝承や防災学習などに活用するよう働きかける。

課題

- 住民の警戒レベルや避難情報に関する理解や、警戒レベル相当情報の周知が十分ではない。また、災害時の情報伝達の取組や位置づけが十分ではない。
- 住民に早めの避難行動を促すためには、市町が指定緊急避難場所・指定避難所を早めに開設する必要があるが、近年、大規模災害の頻発化に伴い、開設や運営費用の増加が懸念される。
- 市町村はハザードマップの配布その他必要な措置を講じなければならない(土砂災害防止法第8条第3項、水防法第15条第3項)ため、ハザードマップの更新など、住民の主体的な避難を促す地方自治体の施策に対する国の更なる財政措置が必要である。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実

国への提案事項

消防防災ヘリコプターの運航体制の強化

- 消防防災ヘリコプターの2人操縦体制による安全運航のため、航空業界等に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士の育成・確保の対策を講じること。

- 2人操縦体制の導入に要する経費について、十分な財政措置を行うこと。

【提案先省庁：消防庁，国土交通省】

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(3) 復旧・復興を支えるリソースの確保・充実

現状／県の取組状況

- 広島県防災航空隊は、操縦士1名、整備士1名、救助隊員4名の6名体制を基本として運航
救助隊員4名は市町消防の職員
操縦士及び整備士は民間へ委託
- 運航受託企業(中日本航空株式会社)の操縦士は防災航空隊への常駐操縦士1名と、交代操縦士4名を登録
- 操縦業務等の分担やCRM(クルー・リソース・マネジメント)※に必要となる実施マニュアルは整備していない。
- 消防庁は、H29年3月、H30年8月の防災ヘリコプターの相次ぐ墜落事故を受け、その安全性の確保のため、各自治体に対し、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」を勧告し、2人操縦体制、CRMの計画的導入、操縦士の訓練、運航安全管理者の配置等を求めている。

●操縦体制

2人体制	23団体
1人体制	32団体

●運航体制

自主運航	19団体
委託運航	34団体
混合	2団体

課題

- 消防防災ヘリコプターは、全国55団体において75機が運用されているが、高度な技術を有した操縦士の不足等により、多くの団体で2人操縦体制確保が困難な状況である。さらに、今後、ベテラン操縦士の大量退職が見込まれており、操縦士の養成・確保が喫緊かつ重要な課題となっている。
- 2人操縦体制を導入する場合、運航受託企業において、常駐操縦士が2名、交代操縦士が6名必要となり、消防防災ヘリコプターに充てられる操縦士が圧倒的に不足している。
- 2人操縦体制の導入に要する経費について十分な財源措置がなされていない。

【必要経費】

1人操縦体制の場合	1. 1億円／年
2人操縦体制の場合	1. 5億円／年

※クルー・リソース・マネジメントとは

チームメンバーの力を結集して安全運航を達成するために、対人関係や協調性などを専門的技術として訓練で身につけさせ、チームの業務遂行能力を向上させること。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

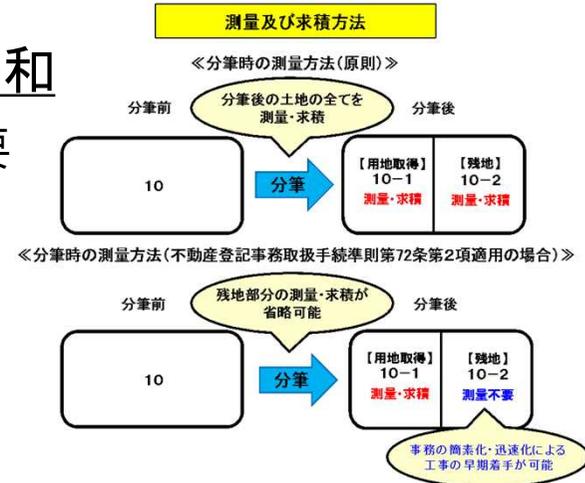
(4) 登記手続の緩和及び適正な土地管理のための取組の推進

国への提案事項

1 災害関連事業における不動産登記法取扱いの緩和

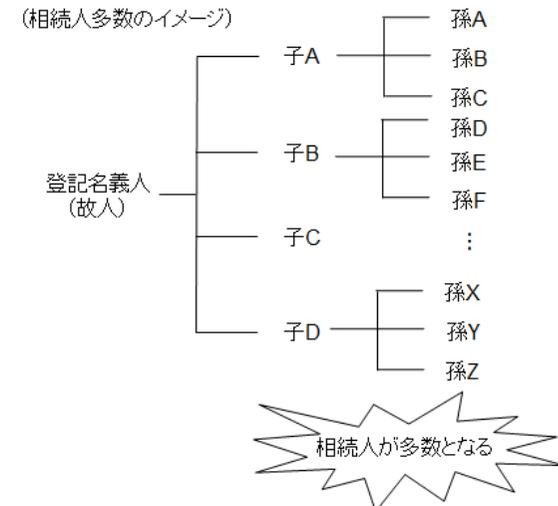
災害関連事業※については、迅速に事業を進める必要があることから、不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項を一律に適用し、用地を取得しない土地(残地)について、測量等を省略できるようにすること。

※災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、災害復旧助成事業



2 「所有者不明土地問題」に関する検討・制度化

法務省において手続が進められている民法及び不動産登記法等の改正について、相続登記の義務化など、所有者情報を円滑に把握できるよう、引き続き検討を進め、すみやかに結論を得て制度化すること。



【提案先省庁:法務省】

現 状

1 災害関連事業における不動産登記法取扱いの緩和

- 公共事業に必要な土地を取得する際に分筆を要する場合、不動産登記規則により、原則として分筆後の土地についても測量する必要がある。
- 不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項には、分筆前の土地が広大な土地であって、分筆後の土地の一方がわずかであるなど特別な事情があるときに限り、分筆後の1筆(通常は残地)について、測量等を省略することが可能とされている。
- ただし、「広大な」、「特別な事情」などの条件について法令等で明確に定められていないため、事案ごとに法務局と協議しながら進めている。

2 「所有者不明土地問題」に関する検討・制度化

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用のニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加しており、今後、相続機会が増加する中で、所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。
- これらの所有者不明土地は、公共事業において、所有者の特定に多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。
- 国においては、所有者不明土地問題の解決に向け、相続登記の義務化など、民法、不動産登記法の見直しや、登記簿と戸籍等を連携するための方策の検討が行われ、2020年までに制度改正の実現を目指している。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(4) 登記手続の緩和及び適正な土地管理のための取組の推進

課 題

1 災害関連事業における不動産登記法取扱いの緩和

- 特に、平成30年7月豪雨災害では、県内の広範囲で土砂災害が多数発生し、膨大な災害関連事業を迅速に実施する必要が生じているが、被災箇所多くは、地形が急峻であり、一筆の面積が広大な土地もあることから、境界確定や測量に時間を要している。
- 不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項が適用されれば、測量業務等の一部を省略することが可能となるが、事案ごとに事前協議が必要であり、また、その取扱いが異なるなど統一が図られていない。

2 「所有者不明土地問題」に関する検討・制度化

- 相続が生じても登記が行われていない土地については、相続調査に多大な労力が費やされ、相続人の中には遠方居住者が発生することから、連絡調整等に時間を要するなど、事業推進の隘路となっている。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(5) 公共土木施設等の強靱化

国への提案事項

1 インフラ強靱化のための財政措置及び技術的支援

- インフラの強靱化を着実に進められるよう、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施後においても、地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置(緊急自然災害防止対策事業債)の継続を含め、同様の措置がなされるよう配慮すること。
- 平成30年7月豪雨災害による被災地の一日も早い復旧・復興に向け、改良復旧事業等に引き続き取り組む必要があることから、これらの取組に対する財政措置・技術的支援を行うこと。

2 土砂災害箇所等の早期復旧と再度災害防止の推進

- 平成30年7月豪雨災害では、県内の広範囲で土砂災害が多数発生しており、早期の復旧と再度災害防止を推進するため、県が行う砂防激甚災害対策特別緊急事業等の推進、直轄による特定緊急砂防事業等の推進について特段の配慮を行うこと。

災害復旧事業

災害復旧 (決定額)	[県事業] 2,550箇所630億円 [市町事業] 2,930箇所355億円(広島市を除く)
---------------	---

土砂災害防止施設等

砂防 (激特事業等)	[国直轄]広島西部山系直轄砂防事業区域内 (広島市安佐北区口田南等4地区) 県からの要望を受け実施する地区 (呉市天応等5地区) [県事業]坂町小屋浦等125箇所
治山対策	[県事業]呉市安浦町中畑外175箇所

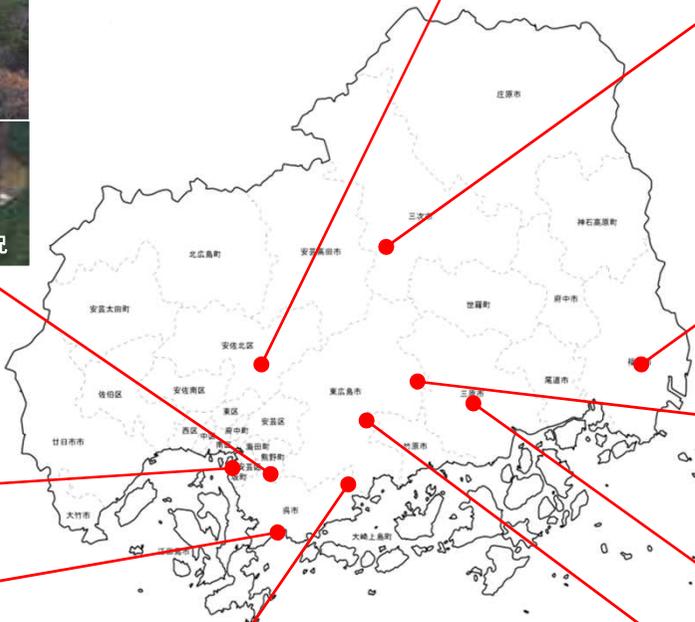
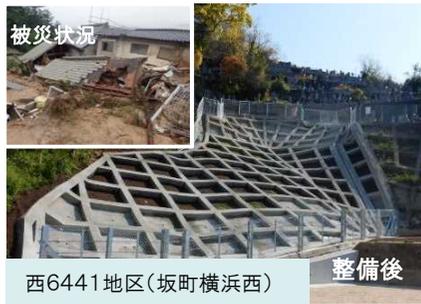
改良復旧事業等

道路	(主)呉環状線 災害関連事業
河川	[県事業] 二級河川沼田川水系沼田川等 河川激甚災害対策特別緊急事業 一級河川太田川水系三篠川 災害復旧助成事業 [市町事業] 普通河川 西福地川 災害関連事業〔三原市〕
砂防	[県事業] 二級河川瀬野川水系ひよき川 災害関連事業

【提案先省庁:財務省, 農林水産省, 国土交通省】

平成30年7月豪雨災害 主な対応状況

区分		箇所数	R2.4月末の状況
災害復旧		2,550	918箇所完成
緊急事業	砂防	85	14箇所完成
	急傾斜	26	17箇所完成
	治山	59	8箇所完成
改良復旧	道路	1	工事中(R2年度完成予定)
	河川	2	工事中(R4年度完成予定)
	砂防	1	工事中(R2年度完成予定)



1 創造的復興による新たな広島県づくり

(6) ため池の総合対策

国への提案事項

1 農業用ため池の総合対策の推進

- 「防災・減災，国土強靱化3か年(H30～R2)緊急対策」に基づく，ため池の総合対策に係る財政措置を着実に進めるとともに，令和3年度以降も同様の措置がなされるよう配慮すること。

2 適切な管理・保全のための財政措置

- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に義務付けられた地方公共団体の役割を適切に果たすことができるよう，ため池の箇所数などの実態に即した地方財政措置を講じること。
- また，ため池の利用者による管理が適切に行われるよう「管理者の負担軽減策の検討」や「必要な財政措置」などを行うこと。

《土石流が直接流入し決壊したため池》



【提案先省庁：総務省，財務省，農林水産省】

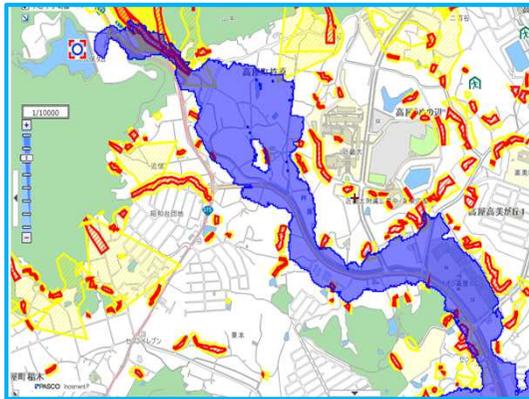
1 創造的復興による新たな広島県づくり

(6) ため池の総合対策

現状/広島県の取組

- 平成30年7月豪雨災害で、堤体の決壊や損壊等により下流への被害が発生したことを受け、「ため池の整備・廃止・管理等に関する方針」を策定し、人への被害のおそれがあるため池は、全て、「防災重点ため池」に選定した上で、次の対策を進めている。
 - 住民の迅速な避難行動につなげるための対策
 - 利用するため池の管理強化と補強対策
 - 利用しなくなったため池の統合・廃止対策

広島県内の農業用ため池 18,938箇所
 うち防災重点ため池 7,798箇所(約4割)
 ※ 全国で2番目に箇所数が多い 令和2年3月末時点



◀ 利用するため池の補強工事 ▶



◀ 利用しなくなったため池の廃止工事 ▶

◀ 迅速な避難行動につなげる対策 ▶
 ため池の位置や決壊時の浸水想定区域の情報を住民に提供することにより、豪雨時などにおける住民の迅速な避難へ繋げる。

課題

- 対策の対象となる箇所が極めて多く、実態把握に時間を要することに加え、対策工事への着手には関係者との調整などに期間を要することから、令和3年度以降も、地方負担の軽減への配慮が必要である。

【参考】 現行のため池対策に係る地方債

地方債の区分	充当率	交付税措置
公共事業等債	90%	20%
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (令和2年度迄)	100%	(国補)50%(単独)70%

- また、ため池管理者や地方公共団体が農業用ため池の管理及び保全に関する法律で課された義務を適切に果たせるよう、必要となる農業行政経費の算定においてはため池の箇所数などを考慮するなど、継続的な財源確保を国の責務として措置していくことが必要である。
- 加えて、ため池の利用者による管理が適切に行われるよう管理者の負担軽減策を検討するとともに、行政による管理者支援などへの財政措置の充実も必要である。



1 創造的復興による新たな広島県づくり

(7) 水道施設の強靱化

国への提案事項

水道施設の強靱化対策のための財政措置

1 水道事業及び水道用水供給事業

- 緊急対策を進める上で要件緩和がされ、対象施設が増える中、R3年度以降も引き続き強靱化対策事業を実施する必要があるため、財政措置を講じること。

2 工業用水道事業

- 緊急対策を進める上で要件緩和がされ、対象施設が増える中、R3年度以降も引き続き強靱化対策事業を実施する必要があるため、財政措置を講じること。
- 強靱化事業について、一般会計からの繰出基準の拡大及び地方交付税による財政措置を行うこと。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省，経済産業省】

課題

- 平成30年7月豪雨災害をはじめ、全国で記録的な豪雨災害が頻発しており、災害や事故等に強い水の安定供給体制を早急に構築する必要がある。
- 強靱化対策事業に係る費用は多大であり、投資の増大による経営への負担は、県民や企業への料金転嫁につながる。
- 国の防災・減災、国土強靱化のための集中的な対策期間(H30～R2年度の3年間)が、R2年度で終了するが、その期間終了後も引き続き、強靱化対策を実施する必要がある。

1 創造的復興による新たな広島県づくり

(7) 水道施設の強靱化

広島県の取組

【県営水道】

- 平成30年7月豪雨災害等を踏まえ、全ての水道施設の被災リスクを改めて洗い出し、必要な対策を実施することで、災害や事故等に強い水の安定供給体制を構築する「県営水道施設の強靱化対策事業」を実施している。
- 強靱化対策として、「浸水対策」、「水管橋対策」、「地震対策」等を実施しており、令和3年度以降も継続して対策をすることとしている。

〈浸水対策：外周壁や水密化等による防護〉



参考(国の予算及び国庫補助制度等)

区分		内容		
水道	予算	水道施設の緊急点検対策(全国枠) R元補正:214億円, R2当初:211億円		
	厚生労働省 国庫補助	水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱 ・要件緩和により、昨年度までの対象要件(1事業体1浄水場のみ)から、断水の影響が大きい取・浄水場や対策の計画のある取・浄水場の下流の配水池・ポンプ場に対象が拡大された。 〈強靱化対策が必要な箇所数(県営:R元〜)〉		
		取水場	浄水場	送配水施設
		3	5	17
		※ R2までの採択は1浄水場, 1取水場		
工業用水	予算	防災・減災, 国土強靱化対策(全国枠) R元補正:7億円, R2当初:10億円		
	経済産業省 国庫補助	工業用水道事業費補助金交付要綱 ・要件緩和により、昨年度までの対象要件(施設の更新・耐震対策)に浸水対策と土砂災害対策が加わった。 〈強靱化対策が必要な箇所数(県営:R元〜)〉		
		更新	耐震	新設
		17	7	10
	繰出金 総務省	平成31年度の地方公営企業繰出金について(通知) ・上水道事業の緊急点検対策(国庫補助対象)は繰出対象であるが、工業用水道事業は対象外である。		

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

概要

- AI, IoT, ロボティクス等のデジタル技術やビッグデータを活用したデジタルトランスフォーメーションと呼ばれる潮流が到来している。この潮流は、日本のどこからでも世界とつながって仕事ができ、日本のどこでも教育や医療など必要なサービスを利用できるなど、産業構造やビジネスモデル、働き方・暮らし方、生活スタイルそのものに変革をもたらすとともに、社会をより便利で快適に、豊かに変える可能性を秘めている。
- 本県においても、この潮流を、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上や競争力強化といった経済発展と、人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足や地域活力の低下などの社会課題の解決の双方を実現する好機として捉え、持続可能な社会の実現につなげていく必要がある。
- このため、令和元年7月に広島県庁に全部局を横断するデジタルトランスフォーメーション推進本部を設置し、「スーパー・スマート 広島県」を目指す姿として掲げて、取組を進めているところである。
- 本県の目指すデジタルトランスフォーメーションが実現できるよう、国においては、必要な環境整備やこれに取り組む地方自治体や企業等に対して必要な支援を行うなどして、デジタルトランスフォーメーションを力強く推進していただきたい。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

概要

広島県のデジタルトランスフォーメーション推進方針

「仕事・暮らしのデジタル化」、「地域社会におけるデジタル化」、「行政のデジタル化」を3つの柱で推進するとともに、これらの基盤となる人材育成と官民データ連携の構築に向けて取り組む。

仕事・暮らしの デジタル化

- 官民が連携して社会課題を解決
- 県内産業の生産性向上・競争力強化

地域社会における デジタル化

- 中山間地域をはじめとする地域課題の解決
- 都市の機能・サービスの効率化・高度化

行政の デジタル化

- インフラの整備・維持管理, 防災・減災などの行政サービス等のデジタル化を進め, 県民の利便性を向上
- 行政の内部業務の効率化

人材育成・集積

官民データ連携

DX推進を支える基盤

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

1 地域におけるDX人材の育成・確保に関する支援

- デジタル技術やデータ活用による課題解決やビジネス創出に精通した専門人材の派遣，専門人材を確保する際の経費に対する財政的支援など，地域におけるDX人材の確保に関する支援を拡充すること
- DX人材の育成・確保に取り組む地方自治体や企業に対する支援を拡充すること
 - ・ デジタル技術の動向やデータ活用に関する事例等の共有・発信の強化
 - ・ DX人材育成のためのプログラムや教材の開発・提供
 - ・ 地域における講習会等への講師派遣や開催経費等に対する財政的支援の拡充

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省】

広島県の取組

- デジタル技術を活用したオープンな実証実験の場「ひろしまサンドボックス」の構築や「ひろしまサンドボックス推進協議会」の活動を通じたデジタル人材の育成・集積。
- 「広島大学デジタルものづくり教育研究センター」を中心に，産学金官が一体となって，県内産業のデジタル化を担う人材を育成。

課題

- デジタル技術を安全かつ円滑に導入・活用できる人材や，新たな製品・サービスの創出や異分野連携の核となる人材等が不足。
- 県民全体のデジタル技術やデータ活用の理解の底上げを図るとともに，地域においてDXを担う人材を育成することが必要。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

2 Society5.0の実現を支える情報通信インフラの確保に関する支援

- 通信事業者に対し、光ファイバ網の未整備地域の早期解消、5Gサービスの早期提供及びサービス提供開始予定の公表を促すこと
- 通信事業者による情報通信インフラの整備・維持管理・更新が見込めない地域における整備費用や維持管理・更新費用に対する財政的支援の拡充、通信事業者への譲渡に関するルール整備など情報通信インフラの確保に必要な支援を講じること
- Society5.0時代を見据え、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすることを含め、情報通信インフラの確保の在り方について必要な制度整備等を行うこと

【提案先省庁：内閣府，総務省】

広島県の取組

- 光ファイバ網の未整備地域や公設情報通信インフラの維持管理・更新が負担となっている地域が存在。
- 5Gは、地域課題解決に必要な情報通信インフラとして、都市部だけでなく、中山間地域や離島などにおいても早期整備が期待。

課題

- 光ファイバ網の未整備地域においては、整備費用が高額であるため整備が進まない。
- 公設インフラの維持管理・更新費用が自治体の財政を圧迫。維持管理・更新費用が高額であるため、民間事業者への譲渡も困難。
- 通信事業者の提供する5Gサービスの提供開始予定が公表されておらず、地域におけるDXの計画策定が行いづらい。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

3 スマート自治体^{※1}の推進に関する支援

- 行政手続のオンライン化について、国の行政手続と合わせてオンライン化を行うことが合理的であるものについては、国が主導して取組を進めること
- 自治体クラウド導入や情報システムの共同利用、情報セキュリティクラウドの更新に必要な経費に対する財政的支援や推進方針などの情報の早期提供を行うこと
- 市町村の支援を行う都道府県に対し、財政的支援を講じること

※1 AIやロボティクス等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体 【提案先省庁：内閣府，総務省】

広島県の取組

- 行政手続のオンライン化に向けた取組を推進
- 自治体クラウドの導入、情報システムの共同利用に向けた取組を推進。

- 平成28年度に総務省の補助金を活用して情報セキュリティクラウドを構築。

課題

- 行政手続の棚卸等の作業が膨大。
- 自治体間で情報システムの更改時期や業務プロセスが異なり、調整事項が多岐にわたる。
- 共同利用を段階的に行う場合、先行実施自治体に対する財政的支援がない。
- 県が市町に助言等を行う際に必要な経費に対する支援が不十分。
- 令和3年度末に情報セキュリティクラウドの契約期間が5年を経過するため、早急に今後の方針を決定することが必要。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

4 企業DXの推進に関する支援

- 企業等のDXに関する理解を醸成するため、企業等がDXを推進する際に参考とする優良事例やガイドライン等の提供・発信や講演会・講習会等を実施すること
- 中小企業等におけるデジタル技術の導入による生産性向上支援に加え、中小企業等におけるデジタル技術やデータ活用への理解を促進するため、デジタル技術の動向や優良事例等の共有・発信、講習会の実施などの支援を講じること
- 地域企業等に対してDXの理解醸成や取組支援を行う地方自治体に対し、人的・財政的支援を講じること

【提案先省庁：内閣府，経済産業省】

広島県の取組

- 企業等がデジタル技術やデータを活用して新たな付加価値を創出できる環境を整備。
 - ・ 講演会の開催やIoT活用の支援，eラーニングカリキュラムの開発
 - ・ ものづくりのデジタル化を担う人材の育成
 - ・ デジタル技術やデータ活用のノウハウを持つ企業・人材の集積

課題

- 実証事業を行うなどデジタル投資を行うもののビジネス変革には至っていない。
- デジタル技術の導入による生産性向上に取り組んでいない中小企業等も存在。デジタル技術やデータ活用に対する理解を促進する支援が不十分。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

5 スマートシティ^{※2}・スーパーシティ^{※3}の実現に関する支援

- スマートシティ・スーパーシティの実現に向けて取り組む地方自治体に対し、実証・実装事業の支援に加え、職員向けの研修やアドバイザーによるコンサルティングなど、計画策定や合意形成における支援を講じること
- 「スマートシティ官民連携プラットフォーム」において、スマートシティの推進方針、支援策、先行事例等を整理し、適時の発信に努めるとともに、スマートシティ実現に取り組む地方自治体と、企業や大学・研究機関等のマッチング機能を強化すること

※2 都市の抱える諸課題に対して、デジタル技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理、運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区

※3 物流、支払い、行政、医療・介護、教育等の複数の領域にまたがるスマートシティ

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省，国土交通省】

広島県の取組

- 県内の複数の市町においてスマートシティ・スーパーシティの実現に向けた取組が進められており、市町の取組を県も支援。

課題

- 地域のニーズを踏まえた計画策定やステークホルダーとの調整などの合意形成が難航し、実証事業は行うものの実装に至らない。
- 依然として各府省による支援策が縦割りであり、目指すべきスマートシティの姿の検討や支援策の活用がしづらい。

2 地方創生の推進

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

国への提案事項

6 官民が良質なデータを活用できる環境の整備に関する支援

- データ保有者であり、データを活用する者となりうる住民や民間企業、地方自治体がデータ流通環境の整備の重要性を理解する機会を積極的に設けること
- 地方自治体職員向けに、オープンデータ推進に必要な知見・技術を習得する研修に加え、オープンデータの意義・効果を理解する研修を実施するとともに、推奨データセットを拡充し、活用を推進すること
- データ流通・活用ルール等の検討にあたっては、検討状況を可能な限り公表するとともに、地方における取組も参考とすること

【提案先省庁：内閣府，総務省，経済産業省】

広島県の取組

- 県及び市町におけるオープンデータを推進。
- ひろしまサンドボックスにおいて、異分野間のデータ連携による新ビジネス・サービス創出を目指すデータ連携環境の構築に向けた実証事業を実施。

課題

- 職員の理解が進まないため、オープンデータに向けた取組にリソースを割くことができない。
- ステークホルダ間における流通させるデータの選定、データの管理・流通のルール等の構築に向けた協議が難航。

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

広島県の「人づくり」

- 日本が将来にわたり、さらなる活力と競争力を創出していくためには、一人ひとりが持っている能力を最大限に開花させるとともに、未来を担う子供たちが次なる時代を切り拓く資質・能力を身につける環境を創り出していかなければならない。
- 特に、乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成や、小学校以降の教育の基盤を培う大変重要なものであるため、『安心して預けられる受け皿の確保』『乳幼児期の教育・保育の質の向上』を図る必要がある。
- 更に、人的投資の中でも、就学前教育や初等教育などライフサイクルの早い時期における教育投資ほど効果が大きいという研究がある。
- こうした中、本県では、乳幼児期から大学・社会人までを見据え、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」を育成すべき人材として掲げ、一貫した取組を推進している。
- また、全ての子供たちが家庭の経済的事項にかかわらず、その能力と可能性を最大限高めることができるよう、学びのセーフティネットの構築や、確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくりを地域社会で支える仕組みの整備などの推進により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。
- こうした認識に立ち、国においては、地方と連携して、人づくりに係る施策を力強く推し進めていただきたい。

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

広島県の施策体系

乳幼児期から社会人まで一貫した人材育成

妊娠期

乳幼児教育期

初等中等教育期

高等教育
・社会人

●ひろしま版ネウボラ

妊娠・出産から子育て期まで、一貫した見守り体制の構築

●「遊び 学び 育つ ひろしまっ子！」推進プラン

乳幼児期の教育・保育の充実に向けた取組を総合的に推進

●乳幼児教育支援センター

推進プランに基づいた家庭教育や教育・保育施設への支援を展開する拠点を設置(H30. 4新設)

●「学びの変革」の推進

これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した教育を推進

●高度で多様な産業人材育成

・県立大学にMBA設置
・イノベーションリーダー養成塾
・プロフェSSIONAL人材

●確かな学力等を育む

自ら学ぶ意欲や力を育む教育の実施、家庭の教育環境の改善、学力に課題のある児童生徒へのきめの細かい指導など(学びのセーフティネット)

●確かな学力等を身に付けるための生活基盤づくり

安心して確かな学力等を身に付けられる成育環境の整備

貧困の世代間連鎖防止対策

高い

人への投資
に係る収益率

低年齢期での
投資効果が大きい

人への投資の効果

年 齢

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

国への提案事項

1 妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポート体制の構築

(1) ひろしま版ネウボラ構築の推進

- 全ての子育て家庭との傾聴・対話を基本とした丁寧な面談により、信頼関係を構築し、必要に応じて適切な支援につなげる体制を構築するため、財政措置の拡充を図ること。

(2) 子供の予防的支援の推進

- 市町において子供の育ちに関する様々な情報を連携することにより、支援を要する子供の把握や効果的な支援につながる仕組みの構築が行われるよう財政的支援の充実を図ること。

2 幼児教育・初等中等教育に係る質的向上と量的拡大

(1) 保育士・幼稚園教員の確保

- 無償化によるニーズの増加に対応するため、保育士及び幼稚園教員を安定的に確保できるよう、平均給与が全産業平均レベルになるよう更なる処遇改善を実施すること。
- 幼児教育の質を向上させるため国の責任で、私学助成の対象となる幼稚園に対しても、保育所等における処遇改善と整合を図るスキームを構築すること。

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

国への提案事項

(2) 自然保育に対する国制度の創設及び財政支援

- 自然を活用した幼児教育・保育における新たな認可制度(又は登録制度等)の創設を検討すること。
- 地方自治体が独自の基準により認定・認証することにより、幼児教育・保育の質が一定水準以上に確保された自然保育を行う施設について、幼児教育・保育の無償化と同等の財政措置を講じること。

(3) 児童・生徒と向き合う時間の確保

- 児童生徒が必要な学力を身に付けるためには、充実した指導を行える時間を確保することが必要であることから、教職員定数の拡充や教職員をサポートする職員の配置等を充実すること。

3 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況や児童生徒の学力等に応じた適切な支援を切れ目なく行うため、小学校低学年からの学習のつまずきの解消に向けた、学校における学習環境の整備や、家庭の教育環境の改善、地域の教育環境等の整備に対する支援の拡充も併せて検討すること。

【提案先省庁:内閣府, 総務省, 文部科学省, 厚生労働省】

2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

広島県の取組

- 本県では、すべての子育て家庭を対象に、「子育ての安心感の醸成」「課題やリスクの確実な把握と早期支援」を目指し、妊娠・出産から子育て期まで、母子保健と子育て支援が一体となったワンストップによる切れ目のないサポート体制である「ひろしま版ネウボラ」の構築を推進している。
- 「ひろしま版ネウボラ」の特徴
 - ・ 身近な地域への拠点整備(日常生活圏域毎)
 - ・ 職員の手厚い配置
(拠点毎に母子保健と子育て支援の専門職のセット配置)
 - ・ 定期面談による全数把握
(妊娠期～0歳期に重点的に実施。3歳までに7回以上。)
 - ・ 医療機関や地域の関係機関との連携体制の構築
 - ・ 産前・産後サポート、産後ケア等のサービス提供
- 県内6市町においてモデル的に実施。効果や課題を整理した上で、全県展開を目指す。(平成29年度～)
- また、ネウボラを含めた子供の育ちに関係する様々な情報をもとにAIを活用してリスクを予測し、予測結果を参考にして支援の必要性の判断を行い、最適な予防的支援を継続的に届ける仕組みを構築するため、モデル市町で実証試験を行っている。

～現状の成果等～

- リスクを抱える家庭の把握件数が増加
(前年の約1.8倍。妊娠期は約2倍)
- 定期面談により、利用者の不安感が軽減
(利用者アンケートにより、3～7割程度が軽減したと回答)
- 定期面談後、今後もネウボラ拠点を利用したいと回答した者が9割以上
- 定期面談以外の自発的な相談者数が増加
(前年度の約2倍)

課題

- 「ひろしま版ネウボラ」の取り組みを県内全市町へ展開するための体制確保を行うに当たっては、既存の交付金等の制度では不十分である。
- 市町の保有している情報を部署横断的に活用し、リスクのある家庭の早期発見、早期支援を行うためには、家庭訪問などを行う専門人材の確保、AIの開発、複数の既存システムの連携などの財源が必要となる。

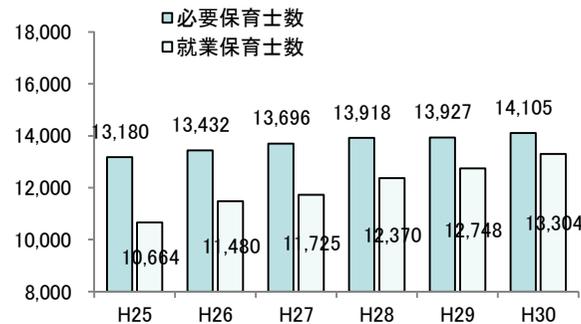
2 地方創生の推進

(2) 人づくり革命の推進

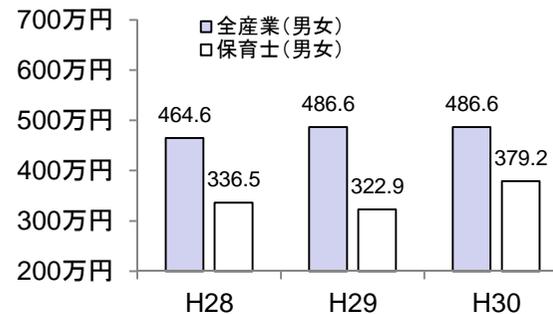
保育士の確保

- 働く女性の増加により保育ニーズが急増し、深刻な保育士不足が生じている。(有効求人倍率は大阪，東京に次いで全国第3位)
- 保育士の給与は改善されているが、依然として全産業平均よりも低額となっている。

<保育士の不足状況(広島県・推計)>



<平均年収の状況(広島県)>



課題

- 無償化の影響により、1・2歳児を中心に保育施設への入所の増加が見込まれ、保育士がさらに必要となる。
- 給与が低額なことにより、保育士への就業が進んでいない。
- 県単独で様々な施策に取り組んでいるが必要保育士数を確保するのは難しい。

自然保育(森のようちえん)



自然保育は、子どもの好奇心や想像力，自己肯定感，主体性，レジリエンス(精神的回復力)等を育む幼児教育として評価を高めている。



広島県においても、平成29年度に「ひろしま自然保育認証制度」を創設

認証団体:33団体(R元.9.19現在)

森のようちえんとは…

森，里山など野外フィールドでの自然体験活動を基軸とした子育て・保育，乳児・幼少期教育の総称

課題

- 多くの「森のようちえん」は幼児教育・保育の無償化の対象外となっており，今のままでは，
 - ・ 利用者の減少による，経営存続危機
 - ・ 地方の大自然を活用し，子供達の豊かな人間性の育成，心身の調和のとれた発達の基礎を培う取組の大幅な減少等が懸念される。

2 地方創生の推進 (2) 人づくり革命の推進

幼稚園教員の処遇改善

- 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、新制度に移行した幼稚園等は、施設型給付(国・県・市町の義務的経費)として全国一律のスキームで実施され、全額公費で措置されている。
- 一方、新制度に移行していない幼稚園(約5割)の教員に係る処遇改善は、国が平成29年度から補助事業を開始したが、補助要件等は各都道府県で自由に設計するものとなっており、スキーム(補助率, 上限, 事業者負担)がバラバラになっている。
- 本県においては、平成30年度から、国の支援制度を活用して、事業者負担のない2%の補助(月5千円相当)を開始し、令和元年度からは3%に引き上げ(月7千円相当)て実施する等、幼稚園教員の処遇改善に取り組んでいる。

<施設型給付との比較>

区分	施設型給付	私学助成の幼稚園
制度	法定の給付	補助
財政措置等	全額公費負担 (国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4)	国は都道府県補助額の1/2以内を補助
補助要件等	①処遇改善加算Ⅰ 全教職員に6%を一律に支給(月額18千円程度) ②処遇改善加算Ⅱ 技能, 経験等に応じた追加加算(最大月額約40千円)	次の①②以外は、都道府県で自由に制度設計 ※対象は専任教員のみ ①各都道府県が定める「ベースアップの基準」を超える給与改善の実施 ②給与改善が一時的なものではなく後年度にわたり効果が及ぶこと

課題

- 私学助成の処遇改善事業について、助成要件のバラつきが、幼児教育の質のバラつきを生じさせるおそれがある。
- 補助事業は、全額、教員の給与の引き上げに充てられるものであるが、国の私学助成予算の範囲内で実施されるため、財源が不足する可能性がある。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ① Well-to-Wheel評価による取組の加速

国への提案事項

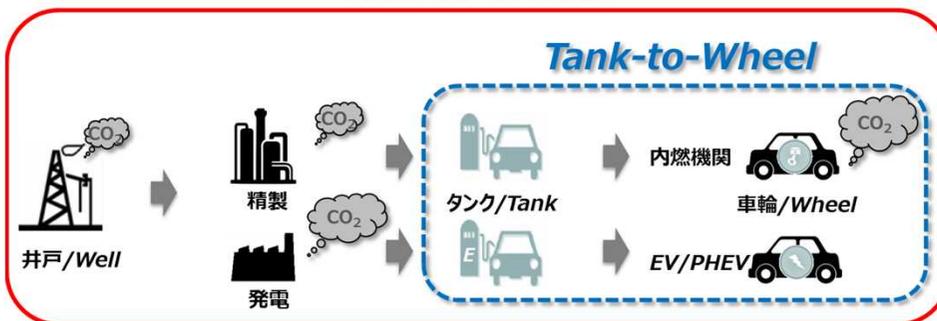
1 内燃機関の重要性について

- Well-to-Wheel評価での地球温暖化対策の全体最適化や国内産業育成を図る観点から、中長期的に大半を占めると予想される内燃機関の一層の高度化について、引き続き支援すること。
- 特に、地球温暖化対策やエネルギーセキュリティの観点から、運輸部門におけるエネルギー源の多様化、低炭素化の有力手段の一つである、藻類由来のバイオディーゼル燃料等について、「カーボンリサイクル技術ロードマップ」に定めるとおり、早期の普及実現に向けた技術開発等を継続的に支援すること。

2 車体課税の見直しについて

- 車体課税については、地方における安定的な財源の確保を前提として、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえ、Well-to-Wheel評価を基準とした自動車ユーザーが納得できる公平・公正な税制となるよう、必要な対策を講ずること。

Well-to-Wheel



【提案先省庁: 経済産業省, 国土交通省】

現状と課題

- 「電気自動車がCO2を全く排出しない究極のエコ車」「電動化＝エコ」や「CO2を排出する内燃機関車は近く消滅する」などの認識もあるが、CO2排出については、Well-to-Wheelサイクルで客観的かつ公正に評価する必要がある。
- Well-to-WheelでのCO2排出量における電気自動車の優位性は各国の電源構成によって大きく異なり、国ごとにベストな対応を行う必要がある。
- また、電気自動車の本格的な普及には、「電池性能の向上」「充電インフラの普及」「充電時間の短縮」「低価格化」など多くのハードルがある。
- このことから、国際エネルギー機関(IEA)は2030年時点での電気自動車のシェアを8%、内燃機関の利用シェアを約9割と予測しており、地球温暖化対策の全体最適化を図る観点からは、内燃機関を高度化するとともに燃料のエコ化を進める必要がある。
- なお、車体課税においても、ユーザーにとって車両の環境性能の評価は客観的・公正に行われる必要があり、そのためには、Well-to-Wheelと実用燃費重視の観点が必要である。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

① Well-to-Wheel評価による取組の加速

国の取組状況等

【国のエネルギー施策】

● 第5次エネルギー基本計画

(前略)当面堅調な需要が見込まれる軽油については、バイオディーゼル燃料の研究開発動向や世界的な導入動向等を踏まえつつ、今後のバイオディーゼル燃料の導入のあり方を検討していく。

● カーボンリサイクル技術ロードマップの策定

資源エネルギー庁は、研究開発分野を特定し、開発のスケジュール感、克服すべき課題を明らかにした「カーボンリサイクル技術ロードマップ」を策定。(微細藻類バイオ燃料については、2030年をターゲットとした液体燃料の製造技術の一つとして記載)

【新燃費基準の策定】

経済産業省・国土交通省の合同会議において取りまとめられた「乗用車燃費基準等」において、Well-to-Wheel評価及びWTLCモードでの燃費値算定を明記。

【令和2年度与党税制改正大綱(検討事項)】

自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ②DMOによる観光地経営の推進

国への提案事項

国のDMO登録制度に関するガイドラインにおいても、条例による特定財源(宿泊税, 入湯税等の地方税, 負担金)など, DMOの安定的な財源の必要性について言及されているものの, 特に活動エリアが県域をまたがる場合には, 複数の自治体での意思決定等の調整が煩雑となるなど現実的ではないため,

○ 国際観光旅客税について, 観光地経営を実際に行っているDMOを含む地方の観光振興施策に, 自由度の高い財源として充当されるよう, 税金の一定割合を継続的に地方に配分すること

○ 広域連携DMOが, 将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう, 法的枠組みを整備すること

具体的には, 複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられている, TID制度を参考に, 地域再生エリアマネジメント負担金制度において, 次の点を踏まえて制度改正を行うこと

- ・ 地域来訪者等利便増進活動計画(以下「活動計画」)の認定, 受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務について, 活動エリアが自治体の区域をまたがる場合には, 地域の実情に応じて都道府県又は地方公共団体の組合が行えるよう制度を拡充
- ・ DMOの中長期的な施策展開にも制度を活用できるよう, 更新手続きを規定

【提案先省庁:内閣府, 観光庁】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② DMOによる観光地経営の推進

現状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進

※1: 日本版DMO:150法人, 日本版DMO候補法人:117法人が登録を受けている。(2020年1月14日現在)】

- (一社)せとうち観光推進機構や(一社)山陰インバウンド機構等の広域連携DMOが、自治体や観光関連事業者等と連携した取組を推進しており、エリア内の外国人延べ宿泊者数が増加

◆ 広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延宿泊客数の推移

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊客数(人)		伸び率(%)
		2015年	2019年(速報値)	2019年/2015年
(一社)せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	2,603,250	4,289,480	164.8%
(一社)山陰インバウンド機構	鳥取・島根	146,380	255,340	174.4%
【参考】全国数値	47都道府県	65,614,600	101,434,710	154.6%

(出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」)

- 「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、観光庁では2020年度は約511億円の予算を計上している。DMOへの支援やDMOを核とする施策は、「観光地域づくり法人の改革」として、DMOの人材育成等に対する支援及び各地方運輸局がDMOと連携しながら実施する滞在型コンテンツの造成の取組に充当(2020年度予算7.4億円)されている。
- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえ、DMOの登録制度の見直しに着手し、ガイドラインを公表したが(※2)、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2: ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続きが煩雑になり、現実的ではない。

また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② DMOによる観光地経営の推進

関係法令の施行

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収^(※4)を開始

※4: 日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)。2020年度は約511億円を予算計上。

- ◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当。

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

- ◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ① 市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ② 受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③ エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注) 海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度^(※5)の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※5: 先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID: Business Improvement District

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID: Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

② DMOによる観光地経営の推進

課題

● 国際観光旅客税の使途についての課題

- ① 国際観光旅客税の大半は、2020年度においても前年度と同様に国主導の取組(出入国・通関等の環境整備, JNTOによる情報発信, 国立公園の環境整備等)に充当されており、観光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部に留まる。
- ② その内容も、人材育成支援といった側面支援的なものや、地方運輸局が実施主体でありDMOの自由度が低いものとなっており、観光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるのとなっていない。

● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ① 広域連携DMO, 地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。
- ② 事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存している。
特に、国の財源措置は時限的(※6)であるため、安定した財源の確保が必要。(※6:2021年以降未定)
- ③ 構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ① 市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上困難である。
- ② 計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ③暖冬により観光産業が被っている影響への支援

国への提案事項

暖冬により観光産業が被っている影響に対して、支援策を講ずること

1 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

- 昨冬に続く今冬の暖冬や新型コロナウイルス感染症により、県内のスキー場及び観光関連事業者が大きな影響を受けている中、経営環境のさらなる圧迫を防ぐため、令和3年3月31日に終了予定の、索道事業を営むスキー場がゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に使用する軽油の引取に係る「課税免除の特例措置」を延長すること

【軽油引取税の課税免除の特例措置】

軽油の引取り(購入)に対して、1リットルにつき32.1円の軽油引取税が課税されるが、法令に規定された「特定の用途(免税の用途)」に使用する場合は、免除される。

2 スキー場等による地域の自主的な取組への支援策の構築

- 中長期的には、暖冬等の気象要因に関わらず、また、年間を通じた観光誘客につなげるため、スキー場等による地域の自主的な取組への支援策を構築するとともに、その採択等に当たっては、降雪状況を踏まえ、雪不足地域の優先採択、補助率の嵩上げなど、雪不足地域に配慮すること

【提案先省庁：総務省，国土交通省，観光庁】

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

③ 暖冬により観光産業が被っている影響への支援

現状／広島県の取組

- 昨年に続き、今冬の雪不足さらには新型コロナウイルス感染症により、県内のスキー場は大きな影響を受けているほか、今後のスキー場離れも予想される。
- スキー場を始め、観光産業の経営主体の多くは、中小企業であり、被っている影響は大きく、ひいては地域経済への影響も大きい。
【影響例】令和2年3月、西日本最大級のスキー場の運営会社(広島市)が事業を停止
- 国において、国際競争力の高いスノーリゾートを育成するための補助事業の実施を予定しているが、本県のような雪不足に悩む小規模なスキー場の支援を目的とするものではない。
【本県における対応状況】
売上高の減少により経営の安定に支障が生じる中小企業者等に対し、県費預託融資制度による緊急金融支援の実施(R2年2月末現在の利用実績 4件)

課題

- 索道事業を営むスキー場において、ゲレンデ整備に使用する圧雪車、降雪機に使用する軽油に係る軽油引取税が免税となっているが、特例措置が廃止された場合、その影響は非常に大きく、その延長が必要。
- より長期的な視点では、グリーンシーズンに楽しめるコンテンツの開発や環境整備などにより、年間を通じて、また暖冬など気象要因に関わらず、誘客につなげるため、スキー場等による地域の自主的な取組への支援が必要。

＜広島県内豪雪地域ごとの降雪の合計＞ (単位:cm)

年度	H27	H28	H29	H30	R元
八幡	475	493	675	280	113
高野	450	589	609	200	58

＜広島県内のスキー場数・営業日数総計の推移＞

年度	H27	H28	H29	H30	R元
スキー場数	14	14	13	12	11
営業日数計	847	899	878	540	420

※R1は、暖冬によりオープンできたのは8スキー場のみ。

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化 ④ 農業の競争力強化

国への提案事項

意欲のある担い手による規模拡大や新たな担い手の農業参入が進み、若い世代にとって魅力のある農業が実現に向けた施策を講じること。

1 経営基盤強化に向けた農業農村整備関係予算の確保

- 経営力のある担い手を育成するため、園芸作物の生産拡大や機械導入による柑橘栽培、さらにはスマート農業技術の活用が可能となる、まとまりのある優良農地の集積が促進されるよう、農業農村整備関係予算(公共・非公共)を確保すること。
- また、担い手の経営発展の礎となる農業農村整備事業が計画的かつ切れ目なく進められるよう予算の確保に努めること。

2 農地中間管理事業に係る農業生産性向上の評価

- 本事業は、農地の集積・集約化のみではなく、水田の畑地化等による高収益品目への転換に大きく貢献しているため、事業評価に当たっては、農業生産性の向上を加味した新たな評価指標を設定し、事業効果を適正に評価することにより、必要な予算を継続的に確保すること。



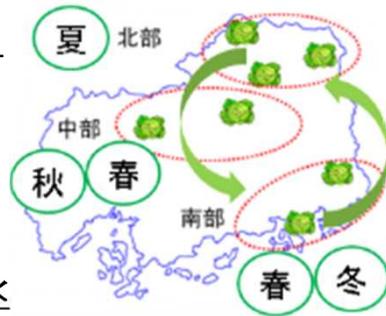
【提案先省庁：財務省，農林水産省】

現状/広島県の取組

- 重点品目の生産拡大により収益性の高い経営体を育成し、経営力の高い担い手が生産の大部分を占める力強い生産構造への転換を目指している。

【取組の例】

- キャベツは、安定した広島市等の消費地を抱え、また、標高差を生かしたリレー出荷が可能である強みを生かし、県内消費の過半を生産目標として大規模農業団地の整備と水田の畑地化に取り組んでいる。



- レモンは日本一の生産量で、皮まで食べられる安心感と、菓子類や飲料など幅広い需要のため、食品メーカーの引き合いも多く、機械導入などにより効率的な生産が可能となる樹園地の整備を進め、生産拡大を図っている。



2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

④ 農業の競争力強化

課題

- 大規模農業団地の整備や水田の畑地化を推進することにより販売額の拡大が図られた。

	農業産出額	左記のうち野菜・果樹
H25	1,125億円	342億円
H30	1,187億円	399億円
増減	+62億円	+57億円

- その一方で、販売額目標の達成に向けては、
 - ・排水対策が不十分であるため単収が低位にある
 - ・作業効率が悪い農地が多く規模拡大しにくい
 などの課題があることから、生産性及び収益性の向上のための基盤整備が必要である。



◀水田の排水対策による生産性の向上（暗渠排水，明渠）▶



◀樹園地内の園内道を密に配置することによる生産性の向上▶

2 地方創生の推進

(3) 地方の産業競争力の強化

④ 農業の競争力強化

農地の生産性向上の評価の考え方

○ 令和元年度の農地中間管理事業の実績

目標 1,400ha

実績 405.5ha(内野菜45.4ha, 果樹6.2ha)

達成率 29%

○ 農業生産性の向上を加味した実績評価

水田に対し, 野菜6.1倍, 果樹6.4, 花き9.1倍の生産性

実績 野菜45.4ha ⇒ 水田276.9haに相当

果樹6.2ha ⇒ 水田39.7haに相当

合計 670.5ha ⇒ 達成率が47.9%に向上

○ 園芸品目の借受希望(R2年3月末現在)

野菜161.2ha ⇒ 水田983.3haに相当

果樹 23.8ha ⇒ 水田152.3haに相当

花き 3.5ha ⇒ 水田31.9haに相当

計 188.5ha ⇒ 水田1,168haに相当

集積目標1,400haに対し,

13% ⇒ 83%に向上



《高齢化が進む中山間地域の水田地帯》



《収益性の高い園芸品目で担い手を確保》

3 東京一極集中の是正

(1) 企業等の地方移転の促進

東京一極集中の是正

1 危機管理上のリスク

- 新型コロナウイルス感染症拡大に際し、東京一極集中の脆さが浮き彫りになっており、危機管理の面からもリスク分散が改めて認識された。
- また、公表されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震などのM7クラス以上の地震の発生確率は30年以内に70～80%になっている。

2 成長の阻害

- 国際競争力を維持するためには、東京に機能を集中させることが必要という意見もあるが、現実には日本の成長率に対する東京の影響度はマイナスとなっている。
- 人口減少や少子高齢化が進展する中、日本が将来にわたって国際競争力を維持し、持続可能な社会を実現していくためには、多様な人材が活躍し、各地でイノベーションが起こり、付加価値と雇用を生み出していく国土を創出していく必要がある。

■ 想定される主な大規模地震の概要



■ 東京都と46道府県の成長率（短期）



3 東京一極集中の是正 (1) 企業等の地方移転の促進

東京一極集中の是正

【現状/課題①】 大規模災害のリスク

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、政治・経済・文化・観光・スポーツなどの中核施設の過度な集積に伴う経済活動の一極集中は、他の地域を含めた国全体の経済活動にも大きな影響を及ぼすことに繋がる。
- ⇒ 味の素NTCの施設利用停止によるオリンピック・パラリンピック強化選手への影響
- ⇒ 慶應義塾大学や早稲田大学等のキャンパスの閉鎖により、全国約290万人の大学生の内、約75万人に影響

【現状/課題②】 成長力の限界

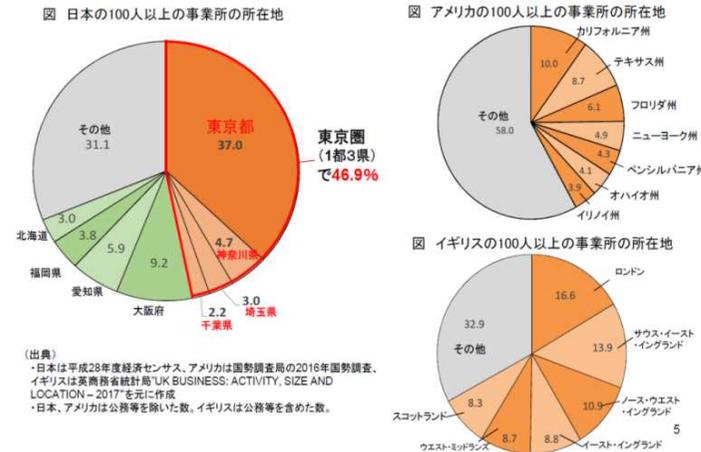
- ・ 東京都市圏のGDPは『世界1位』(2014)だが、1人当たりGDPでは119位であり、モスクワ(99位)よりも低い。
- ・ また、国内におけるGDPの成長率においても、引き下げる要因となっている。

【現状/課題③】 外部不経済の拡大

- ・ 過度な集中により、一日当たりの通勤時間の増大や狭小な持ち家延べ床面積、保育所待機児童数の増加など、外部不経済を発生させている。

■ 世界から見た東京一極集中

世界と比較しても、企業拠点の東京圏への集中は突出している。



■ 外部不経済を招く過度な集中

一日当たりの通勤時間				一住宅当たり延べ面積 (持家)				保育所待機児童数			
都道府県	時間 (分)	都道府県	時間 (分)	都道府県	面積 (㎡)	都道府県	面積 (㎡)	都道府県	児童数 (人)	都道府県	児童数 (人)
大分	0.57	福島	1.05	富山	177.03	静岡	131.66	青森	0	山口	100
青森	0.58	新潟	1.05	福井	173.29	茨城	131.13	新潟	0	鹿児島	102
秋田	0.58	長崎	1.06	山形	168.01	山口	129.40	富山	0	長崎	114
鳥取	0.58	宮城	1.08	石川	162.51	熊本	129.26	石川	0	鳥取	119
鹿児島	0.58	静岡	1.08	秋田	162.04	和歌山	128.78	福井	0	奈良	124
福井	0.59	栃木	1.09	新潟	161.50	愛知	127.94	山梨	0	栃木	131
鳥取	0.59	群馬	1.09	鳥取	159.22	愛媛	127.56	長野	0	岩手	178
宮崎	0.59	岐阜	1.09	鳥取	156.46	大分	127.35	鳥取	0	愛知	185
山形	1.00	三重	1.11	岩手	154.60	広島	125.16	高知	0	京都	227
佐賀	1.00	岡山	1.11	長野	154.37	長崎	123.66	群馬	2	静岡	248
北海道	1.01	広島	1.11	青森	150.10	北海道	121.53	岐阜	2	熊本	275
岩手	1.01	滋賀	1.14	岐阜	148.23	宮城	120.11	香川	3	滋賀	356
香川	1.01	福岡	1.14	滋賀	147.43	福岡	119.10	和歌山	6	茨城	516
愛媛	1.01	茨城	1.19	福島	146.37	兵庫	118.56	宮崎	8	福島	527
富山	1.02	愛知	1.19	佐賀	144.97	高知	118.28	愛媛	9	宮城	558
石川	1.02	京都	1.20	岡山	140.01	京都	114.30	岡山	13	大阪	588
山梨	1.02	兵庫	1.21	山梨	138.86	千葉	110.29	佐賀	34	神奈川	742
長野	1.02	大阪	1.25	香川	138.31	鹿児島	109.54	北海道	39	兵庫	943
山口	1.02	奈良	1.33	徳島	138.05	埼玉	106.96	北海道	41	福岡	1,149
和歌山	1.03	東京	1.34	三重	136.36	沖縄	104.28	大分	42	埼玉	1,151
高知	1.03	埼玉	1.36	栃木	134.24	大阪	101.58	山形	67	千葉	1,658
熊本	1.03	千葉	1.42	宮城	133.85	神奈川	98.60	広島	93	沖縄	2,047
徳島	1.04	神奈川	1.45	群馬	133.08	東京	90.68	徳島	94	東京	8,479
沖縄	1.04	平均	1.19	奈良	132.03	合計	122.32	三重	100	合計	21,080

社会生活基本調査 (2016) 住宅・土地統計調査 (2013) 保育所等関連状況 (2017)

3 東京一極集中の是正 (1) 企業等の地方移転の促進

国への提案事項

地方への企業等の移転の加速化に向け、企業の意見を踏まえた総合的・抜本的な方策を検討すること

1 移転促進に向けた企業への調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態の調査を行い、定量的な分析結果に基づき課題を明確にしたうえで、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

【提案先省庁:内閣府, 経済産業省, 厚生労働省】

3 東京一極集中の是正 (1) 企業等の地方移転の促進

現 状

- 人・モノの東京への過度の集中
 - ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
 - ・ 東京圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)への本社移転は2011年以降8年連続転入超過。
- 企業ニーズと施策のアンマッチ
 - ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが, 雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
 - ・ 地方移転の実現を試みる企業が, 本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で, 現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

課 題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり, 国が自ら率先し, 企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握, 施策の明確化や効果検証等を行いながら, 成果を挙げていく必要がある。
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ, より多くの企業が地方への移転を行うため, 現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

国の取組状況等

【経済財政運営と改革の基本方針2019】

地方への企業の本社機能移転等の加速に向けて, 地方拠点強化税制を含め, 総合的かつ抜本的な方策について検討する

【地方拠点強化税制】

令和2年度税制改正内容

- ・ 適用期限を令和4年度末まで2年間延長
- ・ 雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充 ※雇用促進税制の適用に係る上限人数は, 法人全体の雇用者数で変更なし
- ・ 地方創生推進交付金との連携

3 東京一極集中の是正

(2) 新たな過疎対策法の制定

国への提案事項

1 新たな法の制定

- 現行法が令和2年度末に期限を迎えることから、新たな法を制定すること。
- 過疎地域ならではの魅力や特性が将来に引き継がれることで、地域の人々が誇りを持ちながら暮らし続けることのできる、持続可能な地域を理念として掲げること。

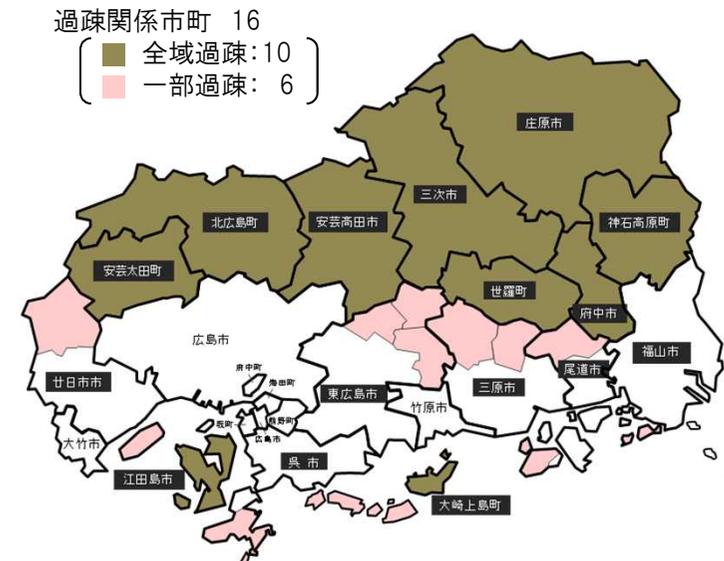
2 指定対象地域

- 現行法で指定されている過疎地域(全域過疎地域及び一部過疎地域)について、引き続き指定対象とすること。

3 過疎対策事業への支援

- 過疎対策事業が円滑に実施できるよう、各種支援制度の充実を図るとともに、今後の増加が見込まれる過疎対策事業債(ソフト事業分)の拡充など市町が必要とする財源を確実に措置すること。
- デジタル技術を活用し、スマート農業や鳥獣害対策などの地域課題の解決に取り組むことができるよう、過疎地域における5G等の基盤整備を促進すること。

広島県の過疎地域



【提案先省庁：総務省】

3 東京一極集中の是正 (2) 新たな過疎対策法の制定

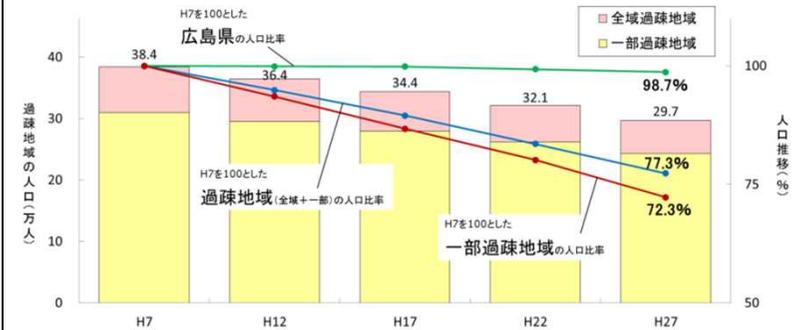
現状／広島県の実取組

- 本県の過疎地域(全域過疎及び一部過疎)の人口は、全体の人口と比べても早いスピードで減少しており、また、集落は、全国と比べても高齢者割合が高く、小規模な集落が多い。
- こうした中、過疎地域の持つ特性や豊かさを強みとして、次の世代に引き継いでいくため、「人づくり」に重点をおいてリーダーの育成などに取り組んでいる。

課 題

- 過疎地域の魅力を強みとして、地域に暮らす人々が将来に向けた展望を描いていくためには、一部過疎地域を含む全ての過疎地域が多様なライフスタイルを実現できる可能性を秘めた地域として内外の人々から選択されるよう、総合的な対策を講じていく必要がある。
- 特に「Society5.0」の実現は、過疎地域こそスマート農業や鳥獣害対策などにおいて大きな効果がもたらされ、新たな価値を生み出すことにもつながっていくことから、これを導入するための基盤を整え、人口減少下においても、地域の暮らしを支えていくための社会実装に取り組んでいく必要がある。

広島県における過疎地域の人口推移及び人口比率



出典：総務省「国勢調査」

過疎地域における集落の状況

区分	集落の数	高齢者割合 50%以上集落	10世帯未満の 小規模集落
全国	65,440	14,487 (22.1%)	6,711 (10.3%)
中国圏	12,794	3,860 (30.2%)	2,074 (16.2%)
うち 広島県	3,120	1,086 (34.8%)	680 (21.8%)

※ H27.4.1時点で過疎指定を受けている地域の集落を対象としている。
出典：国土交通省、総務省「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査(平成27年度)」

3 東京一極集中の是正

(3) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 地方分権改革の一層の推進

- 国と地方の役割分担の抜本的な見直し
 - ・ 地方は、創意工夫しながら自らの発想で独自の施策を講じ、国は、目まぐるしく変化する国際情勢や経済環境に集中的に対応できるよう、地方に権限や財源を移譲すること。
- 抜本的な見直しが行われるまでの当面の対応
 - ・ 「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置すること。
 - ・ 義務付け・枠付けの廃止等見直しを進め、閣法や議員立法の成立過程において、地方の意見を聴取する場を設置すること。また、計画の策定など、国が地方に実質的に義務付けている事務については、確実に財政措置を行うこと。
 - ・ 提案募集方式について、税財源に関することや、国が直接執行する事業の運用改善も提案対象に含めるなど、制度を充実すること。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

3 東京一極集中の是正 (3) 地方分権改革の一層の推進

現 状／課 題

1 地方分権改革の一層の推進

● 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

- ・ 地方が自らの判断で施策を実施することで、地方に活力が生まれ、日本全体に活力が生まれる。
このため、現行の都道府県制の下においても、自治立法権、特に今後は条例制定権の拡大や、課税自主権を含めた地方の権限・財源を拡大・強化する必要がある。

● 抜本的な見直しが行われるまでの当面の対応

- ・ 「国と地方の協議の場」は、地方の意見を反映させる場として、十分に機能していない。
- ・ 義務付け・枠付けは、依然として多用され、計画策定事務など新たな義務付けも行われている。
- ・ 提案募集の対象は、権限移譲又は義務付け・枠付けの見直しなど地方に対する規制緩和に限定されており、地方の意欲と知恵を十分に活かし切れていない。

2 地方分権型道州制の実現

- ・ 国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・ しかし、平成30年に自由民主党道州制推進同本部が廃止、令和元年の参議院議員通常選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

3 東京一極集中の是正

(4) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

国への提案事項

人口の移動理由を把握するための全国統一的な調査を実施

- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であり、『住民基本台帳制度』を活用した調査の実施を図るために、住民基本台帳法の改正を行い、「転入届」や「転出届」等に、「移動理由」や「Uターンの状況」等の調査項目を追加できるようにすること。

(法第24条の改正例)

第二十四条 転出をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。



「移動の理由」、「Uターンの状況」等を追加

【効果】

- ① 全国的な人口の移動理由を把握できる
- ② 首都圏への人口集中や地方創生の課題に係る政策の検討に資する、極めて有効なデータが取得できる

【提案先省庁：内閣府，総務省】

3 東京一極集中の是正

(4) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

背景／現状

- 東京圏への一極集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠である。
(移動理由の例：「就職」、「転勤」、「入学」等)
- しかし、現在は、住民基本台帳を利用した人口の移動者数のみの調査であり、移動理由を悉皆で把握する全国統一的な調査は行われていない(※)。
- 人口の移動理由を把握する調査を都道府県独自で実施しているのは、8県(広島県調べ)であり、調査方法や調査項目は様々である。

※ 国立社会保障・人口問題研究所が「人口移動調査」を実施しているが、5年に1度の抽出調査であり、“現状”を把握できる調査とは言えない。

[調査対象世帯数(2016年):全国6万, 広島県1.6千]

課題

- 東京圏への一極集中が拡大している一方であり、この是正は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題である。
- この課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、それを把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国統一的な調査の実施によって、東京圏への一極集中や地方創生の課題解決において、焦点とすべき課題がより明確となる。

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 医療提供体制の確保

国への提案事項

1 災害拠点病院のライフライン設備整備に対する財政措置

- 国の「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策事業」に位置付けられた災害拠点病院のライフライン設備(非常用自家発電設備, 受水槽, 給水設備, 燃料タンク)整備に対する国庫補助制度について, 各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう, 現状の補助基準額を引き上げるとともに, 補助率3分の1を嵩上げすること。
- 特に, 膨大な容量が必要となる受水槽については, 設置スペースを敷地内で確保できない場合, 新たな土地の取得や賃借に係る費用など追加的な負担が発生するため, これらに対する特段の財政措置を講じること。

2 公立病院の再編・ネットワーク化に向けた病院事業債の交付税措置の期間の延長

- 公立病院の再編・ネットワーク化に係る事業に関する病院事業債(特別分)の地方交付税措置について, 令和3年度以降も期間の延長を図ること。
- 整備費全額を対象とするための「関係する複数病院が, 統合により1以上減となること。」及び「経営主体も統合されていること。」の要件を緩和すること。

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 医療提供体制の確保

国への提案事項

3 医師の地域・診療科偏在解消に向けた新たな制度設計

- 勤務地・診療科選択の自由など、医師が都市部に集中する構造的な課題を抱えた現行制度を前提とした対策では、地域的な偏在や診療科における偏在は解消されないため、中山間地域など医師が少ない地域での勤務の義務付けやインセンティブが働くような制度設計を行うこと。
- 新専門医制度においては、診療領域ごとの専攻医の募集定員の設定など、産科・小児科といった医師不足が深刻な診療科においても、地域において、一定数の医師が安定的に確保できる仕組みを創設すること。
- 医学部を有する大学が自発的に偏在解消に取り組むよう、大学の運営に関するインセンティブあるいはペナルティ制度を導入すること。

【提案先省庁：総務省，文部科学省，厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 医療提供体制の確保

施策の背景／国の対応状況

- 平成30年の7月豪雨災害や北海道胆振東部地震など、水、電気、交通、医療、通信など、住民の生活・生命を守る重要インフラに支障を来す事態となった。
- 国は、これらのインフラが、災害時に十分機能を発揮できるよう、全国で緊急点検を実施(平成30年9月)。
医療分野においては、長期の停電や断水に備えて、災害拠点病院の自家発電設備及び給水設備の整備状況が確認された。

	災害拠点病院	3日程度の診療維持に設備の増設が必要な病院	
		燃料タンクの増設	受水槽の増設等
全国 (H30.10現在)	736	114	177
広島県 (R元.10現在)	19	4	11(10)

※()は優先給水協定の締結がない病院

- 国はこの結果を受け、災害拠点病院の指定要件に、新たに次の規定を追加した。(経過措置:令和3年3月迄)

自家発電機	・都市ガスを使用する場合は、非常時に切り替え可能な他の電力系統等を有しておくこと
給水設備	・受水槽(3日分)の整備《努力義務》 ・災害時優先給水協定の締結

課題

- 本県の災害拠点病院の非常用自家発電設備については、全ての施設で3日以上燃料備蓄又は燃料販売事業者との優先協定により指定要件を満たしていたが、都市ガスを燃料としていた1施設は、この度の改正により他の電力系統等の新たな設備投資が必要となった。
- また、給水設備についても、3日以上容量の受水槽や地下水利用がない病院は11施設であり、うち10施設は、災害時優先給水協定も未締結である。
- これらの病院では、平成30年7月豪雨災害やその後の災害の発生状況から、水、電気確保の重要性を十分に認識しているものの、現行の国庫補助制度は補助基準額の1/3が補助金の上限となり、病院負担が大きいため、整備が進まず、十分な支援制度となっていない。



令和元年度補助基準額等

・燃料タンク	基準額	29,883千円 (補助率1/3)
	補助上限額	9,961千円
・受水槽等	基準額	64,800千円 (補助率1/3)
	補助上限額	21,600千円

4 安心・安全な暮らしづくり

(1) 医療提供体制の確保

現行制度

〔病院事業債(特別分)の対象となる再編・ネットワーク化の要件〕

○令和2年度までに行われるものであること。

①複数病院の統合の場合

- ・ 関係する複数病院が、統合により1以上減となる
ことが原則。
- ・ 経営主体も統合されていること。



原則として整備費全額が対象

②相互の医療機能の再編の場合

- ・ 機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
を伴うことが必要。
- ・ 経営主体が統合されていること。



再編に係る経費のみが対象



元利償還金の40%を交付税措置(通常は25%)

課題

- 公立・公的医療機関は、2025年の地域医療構想の実現に向け、民間医療機関では担うことができない医療機能に重点化するよう見直しを行い、ダウンサイジングや機能分化・連携を含む再編統合も視野に入れて議論を進めるよう求められている。
- 公立病院の再編統合には関係団体や地域住民との調整に時間を要するとともに、施設整備等に多額の財政負担が生じることから、交付税措置は再編統合計画の進捗に多大な影響をもたらす。

4 安心・安全な暮らしづくり (1) 医療提供体制の確保

現状／広島県の取組

○ 本県の地域偏在の概況 (単位:人)

平成30年	医療施設従事 医師数	人口10万対
広島県	7,286 (+62)	258.6 (+4.0)
過疎市町	452 (-5)	195.1 (+4.6)
その他市町	6,834 (+67)	264.0 (+3.6)

※厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」から広島県作成
※()は、平成28年からの増減



○ 本県の産科・小児科医師数は不足感が強く、特に病院勤務医については、低位に位置している。

(H30年 医師・歯科医師・薬剤師統計結果)

区分	産科・産婦人科			小児科			
	医師数	人口10 万人対	全国 順位	医師数	人口10 万人対	全国 順位	
病院	全国	7,151	28.1	—	10,614	68.9	—
	広島県	129	23.5	45	209	57.4	37

○ 令和2年度には、広大ふるさと枠など地域枠医師52名が県内で勤務(うち過疎地域勤務は22名、産科医は5名、小児科医師は2名)

○ 令和2年4月より、地域枠医師の知事指定診療科として産婦人科を指定し、産婦人科への誘導を開始

課題

- 医療法等の一部を改正する法律の施行により、都道府県は医師確保計画を策定し、実効的な医師偏在対策に取り組んでいるところである。

しかし、現在の医療制度は、診療報酬など医療費は一定の統制が行われている一方で、勤務地・診療科の選択は自由であり、結果として、収益が見込みやすい、あるいは、様々な症例を経験できる都市部に医師が集中するなどの構造的な課題を抱えており、現行制度の抜本的な見直しを図らなければ、偏在の根本的な解消は望めない。

- また、都道府県知事は、医師確保に関する必要な協力を大学に要請し、大学は要請に対して協力するよう努めることとされているが、当該制度が実効性を伴うものとなるよう、大学の協力を誘導する仕組みを新たに設ける必要がある。

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) がん検診受診率の向上に向けた取組

国への提案事項

1 がん検診の実施主体の法的明確化

- 効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、特定健診と同様に、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付けること。

2 データ収集の仕組みの構築

- 職域におけるがん検診の対象者数、受診者数等のデータ把握や精度管理を可能とするため、保険者、事業主及び検診機関で統一されたデータフォーマットを使用し、必要なデータの収集等が可能な仕組みの構築を行うこと。

【提案先省庁：厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり (2) がん検診受診率の向上に向けた取組

広島県の取組



・がん検診受診率向上
キャンペーンの実施



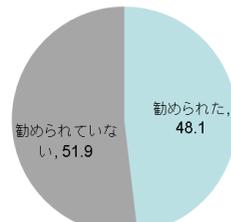
・受診勧奨の支援
(全23市町で受診勧奨を実施。
全23市町で協会けんぽ被扶養者に
受診勧奨を実施する体制を整備)

現状

・がん検診受診率の低迷
(H25国民生活基礎調査での受診率)

胃	肺	大腸	子宮	乳
40.5%	42.1%	38.8%	40.2%	40.3%

・受診勧奨が行き届いていない。



がん検診を勧められていない人の割合(広島県調査)

全て50%未満

課題

- がん検診については、健康増進法に基づき市町が実施に努めることとされているが、実際には健康保険組合等の多くの医療保険者が任意に検診を実施しており、実施主体や検診対象者の範囲等が明確でない。
- 職域におけるがん検診については、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがないことなどから、効果的な受診勧奨・再勧奨を実施することができず、受診率向上を阻害する大きな要因となっている。

目標

5つのがん検診の
受診率が50%以上(R4)

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

国への提案事項

1 鉄道利用促進のための機運醸成

- 鉄道は、路線バスやデマンド交通等との結節点として、地域の生活や経済を支えるとともに、国民の移動を支える広域交通ネットワークを形成していることから、国としても広域交通ネットワークにおける鉄道の重要性を認識し、県、市町、地域等が行う、鉄道路線の利用促進や地域での活用を促進する取組への支援を行うこと。併せて、鉄道事業者に対し、こうした取組に積極的に取り組むよう働きかけること。

2 鉄道事業法における手続きの見直し

- 鉄道事業者が、届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について、地域における鉄道活性化の取組や廃止に伴う影響等を国が評価するなど、処理手続きの見直しを行うこと。

【提案先省庁：国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり

(3) 鉄道ネットワークの維持・確保と利用促進の支援

現状／広島県の取組

【広島県の現状】

- 平成30年7月豪雨災害を通して、鉄道が、県内の交通ネットワークにおける「広域幹線」として、地域の生活や経済活動を支えていることが県民に再確認された。
- JR芸備線・福塩線の利用状況
豪雨災害により、長期間不通となった芸備線の利用者の落ち込みが大きい。

【広島県の取組】

- 鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上事業
上記のような現状を踏まえ、本県では、令和2年度から、鉄道ネットワークを活用して地域交流の拡大等を図る新規事業を創設し、芸備線及び福塩線沿線の市町や協議会等と連携して取り組むこととしている。

[参考：JR芸備線及び福塩線の状況]

(芸備線)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
広島～備中神代(人/日)	1,685	1,702	1,699	1,705	1,341

(福塩線)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
福山～塩町(人/日)	2,132	2,199	2,242	2,254	2,181

課題

- 長期間の運休を余儀なくされた路線においては、利用者数が発災前まで回復しない恐れがあり、利用者数の少ない状況が続いた場合は、存続の危機も考えられる。
このため、鉄道をはじめ交通ネットワークに関心の高い現状をチャンスとして捉え、官民が一体となった鉄道の利活用促進策を展開する必要がある。
- 鉄道事業法の現行制度上では、鉄道事業者が廃止日の1年前までに国土交通大臣に届けばよいとされている。
⇒ 鉄道の廃止が地域にもたらす影響や、地域が行う鉄道ネットワークを活かした地域活性化事業の成果を国が評価するなど、事業廃止手続きを進める過程において、地域の実情が反映されるよう、見直しを講じる必要がある。
(鉄道事業法第28条の2)

[参考：広島県で廃止となった鉄道]

- ✓JR可部線(可部～三段峡)[H15]
- ✓JR三江線(三次～江津(島根県))[H30]

4 安心・安全な暮らしづくり

(4) 空き家対策の強化

国への提案事項

1 相続時の不動産所有者情報の確実な更新（不動産登記法の改正）

- 相続時の不動産登記を義務付けること。
- 不動産登記情報と住民基本台帳・戸籍情報・空家データベース等を情報連携すること。

2 特定空家等^(※)の解消の加速化（空家等対策特別措置法の改正）

- 市町が財産管理人制度を活用しやすいように、市町を管理人選任の申し立てが可能な利害関係人として位置付けること。
- 即時執行(緊急安全措置)の規定を追加すること。
- 代執行手続きを簡素化・合理化すること。
- 固定資産税等の住宅用地特例の除外対象範囲を拡大し、空家法に基づく勧告がされていない空家等も対象にできるようにすること。

※そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある空き家等

3 財政措置の拡充

- 代執行による空き家除却に係る国庫補助要件を緩和すること。
- 補助対象(現在は除却工事費等の8/10)を拡充すること。

事業主体	地方公共団体	
負担割合	国費	4/10
除却等に要する費用は []が 補助対象 限度額	地方公共団体	4/10
	地方公共団体	2/10

【提案先省庁:法務省,国土交通省】

4 安心・安全な暮らしづくり (4) 空き家対策の強化

現状と将来推計

- 令和元年度に県内全市町及び関係団体とともに、「広島県空き家対策対応指針」を見直し、新たに県内全市町共通の目標^(※1)と対策の方向性を定め、空き家対策を強力に推進している。

空き家の現状 (※2)	約44,300戸	推 計 値	R5 (2023) までに 約 7,600戸増加【5年間累計】 R10 (2028) までに 約13,000戸増加【10年間累計】
----------------	----------	-------	--

※1 ターゲットを「1年間を通じて使用していない戸建て住宅」とし、「10年後、空き家数を増やさない」を実現することを目指し設定

※2 市町の実態調査結果を県で集計(H31.4月実施) 主に1年間を通じて使用されていない戸建て住宅が対象で、共同住宅は除く。

課 題

1 空き家所有者を把握するためには、不動産登記情報の確実な更新が必要

- 現行の不動産登記法では、相続が生じた際の登記が義務化されていないことや、住宅の所有者が死亡等した際に住民台帳・戸籍情報等と登記情報とを連携することができないことにより、登記の所有者情報が更新されず、空き家の所有者調査に多大な労力が必要となっており、行政が老朽危険空き家を解消していく際の隘路となっている。

2 特定空家等の解消の加速化には、市町が迅速かつ柔軟に行政措置できる法制度への改善が必要

- 所有者が不明な特定空家等を解消するためには、民法に基づく財産管理人制度を活用し、管理人を選任することが有効だが、現行の法制度では、この制度を家庭裁判所に申し立てることが可能な利害関係人として、市町が明確に位置付けられていない。
- 現行の空き家対策特別措置法では、現に周辺に危険が及んでいる特定空家等に対して市町が緊急に安全措置をとる際には、市町による助言・指導等の手続きを踏むことが必要となっているため、措置までに時間を要している。
- 多数の相続人がいる場合の所有者探索や、相続人がいないことが明らかな場合の助言・指導・勧告などの手続き等により、代執行に至るまでに多大な労力と時間が必要となっている。
- 現行の法制度による税制上の措置では、勧告された特定空家等に対しては、固定資産税等の住宅用地特例が除外されている。この除外対象を拡大することで、特定空家等になることを未然に防ぐよう、所有者に働きかけることが可能となる。

3 市町による行政措置を加速化するためには、財政措置の拡充が必要

- 代執行による空き家除却に対する国庫補助要件として、事前に除却費用の回収可否を明確にすることが必要であるが、代執行時点では、費用の回収可否や回収可能額の確定が困難なため、補助申請が困難となっている。
- 空き家除却に係る国庫補助の対象範囲が、除却工事費等の8/10に限られているため、残りの2/10は市町が負担せざるを得ない。

4 安心・安全な暮らしづくり

(5) 建築物の耐震化の促進

国への提案事項

1 民間建築物等の耐震化

多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。

2 保育所，社会福祉施設等の耐震化

公立保育所や特別養護老人ホーム等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。

3 国民への啓発強化

耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

【提案先省庁:総務省,財務省,厚生労働省,国土交通省】

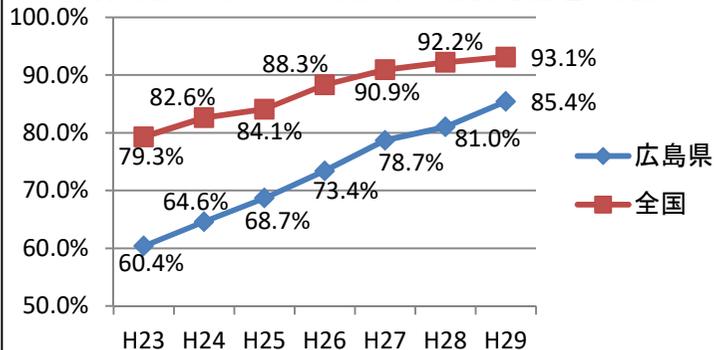
4 安心・安全な暮らしづくり (5) 建築物の耐震化の促進

広島県では、令和3年度も災害対策拠点(県庁舎等)等の建築物について、今年度策定する「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、着実に耐震化を進めていく予定である。

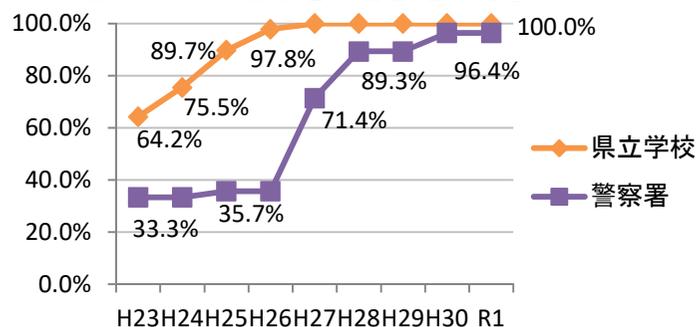
現状／広島県の耐震化状況

- 県内の建築物の耐震化は遅れているが、県立学校や警察署といった公共施設等の耐震化を加速化

【防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況】



【県立学校と警察署の耐震化状況】



広島県耐震改修促進計画に基づく取組

<p>多数の者が利用する建築物等</p>	<p>(1) 市町の補助制度の継続, 創設の促進 目指す姿/目標</p> <p>(2) 公共建築物の計画的な耐震化</p> <p>(3) 所有者への意識啓発</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 耐震改修: R12までに100% (該当棟数: 約2,700) </div>
<p>大規模建築物※1</p>	<p>(4) 耐震化状況の公表による促進</p> <p>(5) 民間建築物の耐震化促進 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 耐震診断※2: H27.12月までに100% →達成 耐震改修 : R2までに100% (該当棟数: 265) </div>
<p>避難路沿道建築物(広域緊急輸送道路)</p>	<p>(6) 義務付けた耐震診断の実施の促進 広域緊急輸送道路を指定し義務付け</p> <p>(7) 民間建築物の耐震化促進</p> <p>① 県が創設した耐震診断の補助制度の利用促進</p> <p>② 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 耐震診断※2: R2までに100% 耐震改修 : R7までに100% (該当棟数: 265) </div>
<p>防災拠点建築物※3</p>	<p>(8) 耐震化状況の公表による促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 耐震診断※2: H29までに100% →達成(解体予定の3棟除く) (該当棟数: 848) </div>

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院, 店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校, 老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの
 ※2 耐震改修促進法, 又は, 広島県耐震改修促進計画により, 所有者に対し耐震診断の実施を義務づけたもの
 ※3 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により, 広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり, 消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

4 安心・安全な暮らしづくり (5) 建築物の耐震化の促進

課題

- 令和3年度以降も、災害対策拠点(県庁舎等)について、着実に耐震化を推進していく必要がある。
- 早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
 - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に係る避難路沿道建築物
 - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
 - ・ 保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 等
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり (5) 建築物の耐震化の促進

参考 補助制度

建築物の区分		耐震化の状況		補助制度 ※3	課題等	R2予算等の 状況
		対象 棟数	耐震改修 未実施			
多数の者が 利用する 建築物	大規模 建築物 ※1	265	53	国(交付金) 11.5% (補助金) 21.8% 地方 11.5%~	○地方の財政負担が大きい。 ⇒ 財政措置の拡充 (特別交付税の措置率 1/2の嵩上げ) ○耐震化への意識不足 ⇒ 地方に加え国においても 啓発強化	防災・安全交付金 R2: 10,388億 ※5 (対前年度比100%) 耐震対策緊急促進事業 R2: 114億 (対前年度比95%)
	広域緊急輸 送道路沿道 建築物	265	約230	国(交付金) 1/3 (補助金) 1/15 地方 1/3~		
	防災拠点 建築物 ※2	848	62	国(交付金) 1/3 (補助金※4) 1/15 地方 1/3~		
保育所	公立	220	139	なし	財政措置の充実が必要	—
	私立	109	79	国 1/2 地方 1/4	(保育所等整備交付金)	R2: 787億 ※5 (対前年度比121%)
社会福祉施設等 (保育所を含む)		1173	844	国 1/2 地方 1/4 ※4	財政措置の充実が必要	R2: 994億 ※5 (対前年度比119%)

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院, 店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校, 老人ホーム等)のうち, 一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により, 広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり, 消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

※3 補助制度は, 原則の補助率であり, IS値(耐震指標)により嵩上げされるものもあり。

※4 障害者福祉施設に係る補助率の例(施設毎に補助制度が異なるため, 一例を記載)

※5 施設の耐震化以外の事業を含む。

4 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

国への提案事項

1 特定技能制度の普及と円滑な運用，外国人材の活躍を促進する環境の整備

- 制度の普及と運用について，国の責任において実効性のある対策を実施すること。
 - ・ 県内企業等において人材需要の高い，特に，警備業，倉庫業について，地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加及び追加に必要な法整備等の実施
 - ・ 特定技能制度の普及に向けた，要件や手続きの簡素化・明確化，十分な情報発信と相談窓口機能の強化
 - ・ 地域の持続的発展にも配慮した，大都市その他の特定地域への集中の防止策
- 中小企業・小規模事業者を含むすべての企業において，外国人材が能力を発揮できる環境を整備できるよう，必要な支援措置を国において講じるとともに，地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置（初期費用，運用，維持経費含む）を講じること。

例 ・外国人材の出身国の文化・風習等の理解促進セミナーや，企業現場で有効な平易な日本語による意思疎通手法の習得研修，外国人材の円滑な受入のためのガイドブックの作成など

・企業における多言語対応を可能とするための翻訳ツールや遠隔通訳サービスなど，ハード・ソフト面の支援の仕組みの整備と運営 等

国への提案事項

- 国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。
 - ・「労働施策総合推進法」に基づき事業主に義務付けられている、厚生労働大臣への「外国人雇用状況」の届出の情報について、地方公共団体との共有が可能となる措置を図り、地方公共団体が必要とする情報を提供すること。
 - 雇用事業所の産業分類(中分類別や在留資格の業種別等)
 - " " の事業所規模
 - " " の国籍別雇用人数と市区町村別の所在地
 - ・制度の運用の過程で明らかになった課題の速やかな共有 等

2 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- 日本語教育や生活支援など、外国人が安心して暮らすための取組を、地方自治体が計画的かつ総合的に実施できるよう、地域の実情に十分に配慮の上、必要な財政措置(初期費用, 運用, 維持経費含む)の確保・充実を図ること。
 - ・多言語総合相談ワンストップセンターの拡充(限度額の引上げ等)
 - ・地域日本語教育の総合的体制づくり支援の拡充(地方財政措置の充実)
- 多文化共生社会の実現のため、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。
 - ・学校での日本語教育など日本語学習機会の提供
 - ・医療通訳等の活用による医療・保健・福祉サービスの提供
 - ・災害時の多言語情報の提供

【提案先省庁：総務省，法務省，出入国在留管理庁，文化庁】

4 安心・安全な暮らしづくり

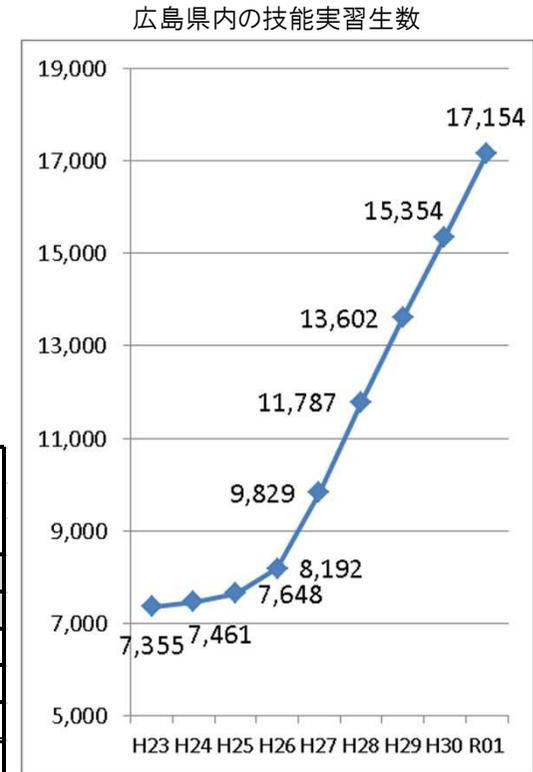
(6) 外国人材の受入・共生

現状／広島県の取組

- 県内では、中小企業を中心に、あらゆる業種で厳しい人手不足に直面しており、技能実習生など外国人労働者は増加の一途をたどっている。
 - ・有効求人倍率(R01平均)は、2.05倍(全国2位)
 - ・外国人雇用事業所の6割は規模30人未満の事業所であり、100人未満の事業所を含めると8割に達する。
 - ・県内の外国人労働者のうち、技能実習生が最も多く、その数はH27以降急激に増加し、5年前の約2倍(17,154人、全国4位(R01))に達している。

広島県内の外国人労働者雇用事業所の状況 単位:事業所数・人・%

事業所規模	事業所数	構成比	外国人労働者数	構成比	一事業所当たりの外国人労働者数
30人未満	3,013	60.9%	11,981	32.7%	4.0
30～99人	994	20.1%	7,799	21.3%	7.8
100～499人	598	12.1%	9,718	26.5%	16.3
500人以上	152	3.1%	6,469	17.7%	42.6
不明	190	3.8%	640	1.7%	3.4
計	4,947	100.0%	36,607	100.0%	7.4



- 外国人に対する情報提供, 相談を多言語で行うワンストップ型相談窓口の整備・運営
 - (交付金の名称)外国人受入環境整備交付金(所管:法務省)
 - (交付対象)全地方公共団体
 - (補助率, 限度額)整備…10分の10, 外国人住民数に応じ200～1,000万円
 - 運営…2分の1, 外国人住民数に応じ200～1,000万円(地方負担については, 地方交付税措置あり)

4 安心・安全な暮らしづくり

(6) 外国人材の受入・共生

- 地域における日本語教育推進のための体制づくり(人材の確保や日本語教室の運営等)
(補助金の名称)地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(所管:文化庁)
(交付対象)都道府県, 政令指定都市など
(補助率, 補助額)2分の1, 上限なし(地方負担について, 地方交付税措置なし)

○外国人材就労意識調査(令和2年3月)

生活上の課題

- ①日本語(方言)がわからない
- ②地域の日本人と日本語でのコミュニケーションが取れない
- ③病院でことばが通じない, 災害時にどうしたらいいのかわからない など

課題

- 特定技能制度の円滑な運用
 - ・ 業界団体からの要望があり, また本県においても人材需要が高い運輸業や倉庫業については, 現在の就労可能な14分野に含まれていないため, 対応ができていない。
 - ・ 企業等が知りたい情報(分野別試験の実施・合格者状況, 登録支援機関の登録状況, 在留資格の認定手続等)が関係省庁に跨って散在しておりわかりにくい。地方出入国在留管理官署の窓口において, 個別企業等の相談・手続に時間を要している。また, 企業等において, 制度が複雑であるため, 理解や手続きのための負担感が大きく, 制度の利用が進んでいない。
- 生活者としての外国人が暮らすための環境整備
 - 外国人が安全に安心して地域社会で暮らすための生活支援として, 行政・生活情報や災害時の防災情報の多言語化, 母語で相談を受けられる窓口の整備, 安心して医療・保健・福祉等のサービスを受ける環境整備等を進める必要がある。
 - また, 外国人に対して, 地域で生活するために必要な日本語学習等の機会提供も必要である。

4 安心・安全な暮らしづくり

(7) 米軍機による低空飛行訓練の中止等

国への提案事項

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより，県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので，次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないよう具体的に措置すること
また，地域行事への配慮等，県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること
- 国の責任において，関係自治体及び住民へ，事前に飛行ルートなどの情報を提供すること

2 騒音被害の実態把握，及び必要な対策の実施

- 騒音被害解消に向けた学校等の防音対策など必要な措置を講じること
また，自治体が騒音被害対策を行うための新たな財政措置を講じること
例)・ 米軍機の訓練空域を防衛施設とみなした，訓練空域下の自治体への交付金の創設
 - ・ 米軍機の訓練空域を有する県に対する交付金の創設(再編交付金の拡充)
 - ・ 学校等の防音対策基準の見直し(防衛施設周辺生活環境整備法の拡充・緩和)
- 騒音実態把握のための測定器やカメラを増設するとともに，測定結果を早期に提供すること
- 空母艦載機離着陸訓練(FCLP)を岩国基地で実施しないこと
また，硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないこと
- 岩国基地滑走路の運用時間(6:30～23:00)を厳守すること

【提案先省庁：外務省，防衛省】

国への提案事項

3 航空機の安全対策の徹底

- 米軍航空機の安全に係る抜本的な対策を早急に検討し実施すること
- 米軍機事故が発生した際は、事故原因の早期究明・実効性ある再発防止策を米側に求めるとともに、国の責任において十分な説明を行うこと
- 米軍人等の教育訓練の徹底と綱紀粛正を米側に申し入れること

現状・課題

- 岩国基地への空母艦載機(約60機)の移駐完了(H30. 3)により騒音被害が拡大し
 しながら、訓練区域を有する自治体が騒音被害対策を行うための財政措置はない
 ・航空機騒音(70dB以上)の発生状況

		平成29年度	令和元年度	増加回数(倍率)
県内設置(6地点合計)		3,872回	6,386回	2,514回 (1.6倍)
(主な地点)				
岩国飛行場 周辺	大竹市 阿多田島	2,322回	3,922回	1,600回(1.7倍)
訓練 空域下	北広島町 西八幡原	697回	875回	178回(1.3倍)

- 国の助成金の交付基準が地域の实情にそぐわない

・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項(所管:防衛省)
 障害防止工事に対する助成(自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に対する学校・病院等の防音)
 (交付対象) 地方公共団体
 (対象施設) 学校、病院、診療所等
 (補助基準) 学校の場合 :70dB以上の音響が10回以上 又は80dB以上の音響が5回以上ある授業単位時間(50分)が、1週間の総時間の20%以上あること
 (補助率) 10/10

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあつては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている(地方交付税法第6条の3第2項)。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

2 地方財政計画の適正化

(1) 一般財源総額の確保

地方財政計画の策定に当たっては、地域の実情を踏まえ、地方が責任をもって住民サービスを十分に担えるよう、増嵩する社会保障関係費や、地方創生・人口減少対策、防災・減災事業などを確実に積み上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の経済的影響も踏まえて地方税収の動向を的確に反映し、令和3年度以降においても、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

(2) 臨時財政対策債等に係る償還費

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

3 防災・減災対策の推進

県土強靱化に資する対策を円滑に進められるよう、緊急防災・減災事業及び緊急自然災害防止対策事業の延長など地方財政措置の拡充を図ること。

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

○ 地方創生推進交付金のより効果的な取組への重点配分等

地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの実情や特長を踏まえた取組を行う必要があることから、より自主性を重視した自由度の高い仕組みにすること。

また、「地方創生推進交付金」の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省】

現状及び課題

- 令和2年度地方財政計画においては、前年度を上回る63.4兆円が確保されたものの、臨時財政対策債による補填措置等により確保されたものであり、常態化している地方財政の財源不足は未だ解消されていない。

◆一般財源総額

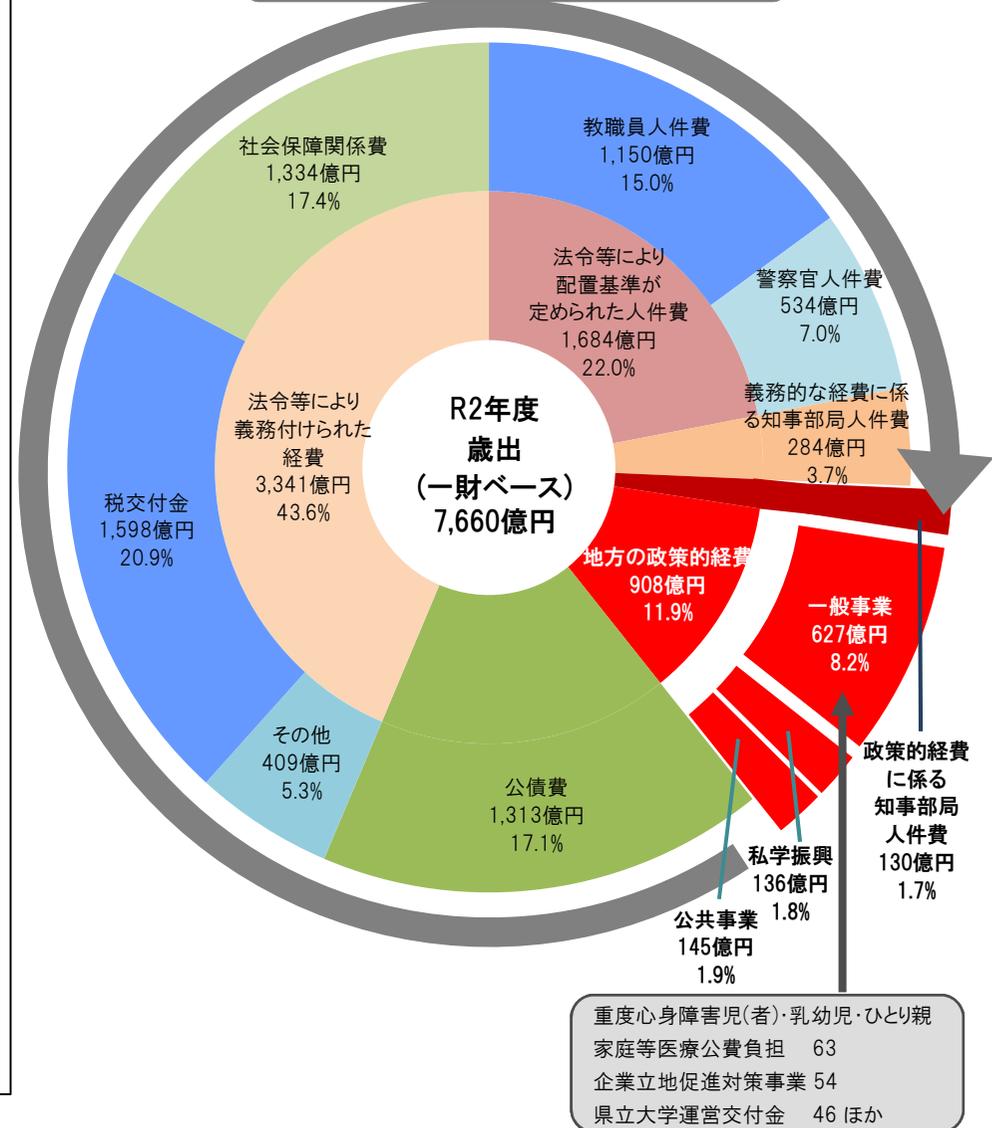
	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R元地方財政計画	62.7兆円	43.3兆円	16.2兆円	3.3兆円
R2地方財政計画	63.4兆円	43.7兆円	16.6兆円	3.1兆円
前年度比	+0.7兆円	+0.4兆円	+0.4兆円	▲0.1兆円

- また、広島県の歳出総額 1兆905億円(R2年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,660億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、国は必要な財源措置を講じなければならない(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠。

5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国の法令等の関与が存する経費
歳出総額の86%



5 地方税財源の充実強化

(1) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより減少。
- さらに、平成16～18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、効率的な事業執行による経費節減などに取り組むとともに、この10年間で一般行政部門の職員数を2割以上削減するなど、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成28年度末には、460億円まで回復。
- 平成30年7月豪雨災害への対応に伴い多額の財源調整的基金を活用したことから一時的に基金残高は急減したものの、特別交付税の交付や特例的な県債の活用が認められたことにより一定程度回復。
- しかしながら、令和2年度当初予算においても、豪雨災害からの復旧・復興などで多額の基金を活用せざるをえず、特に財政調整基金の残高は大きく減少。

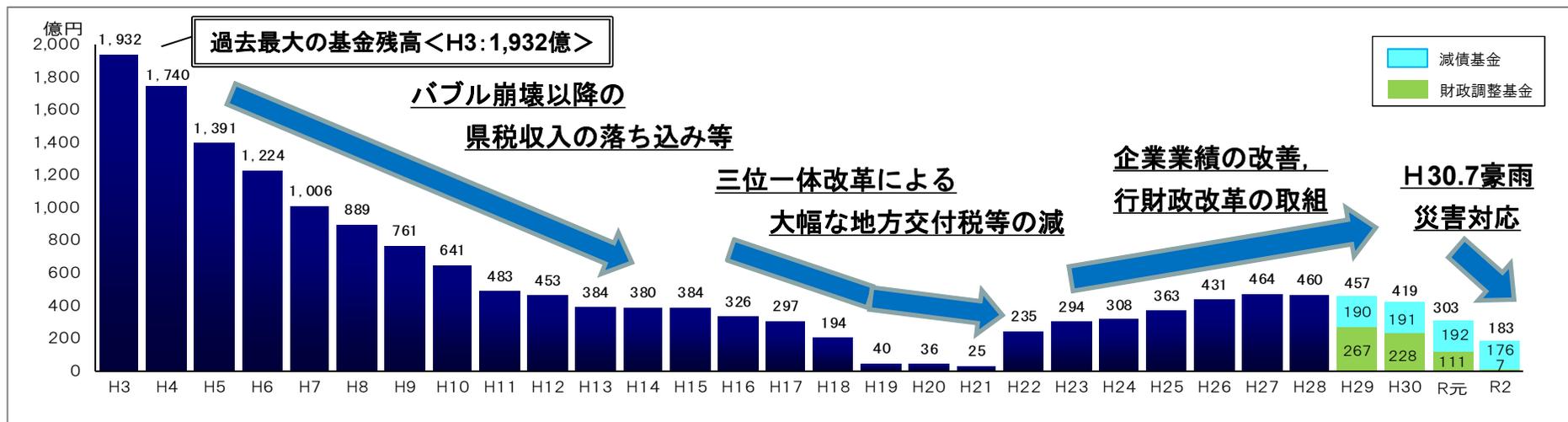
課題

- 近年、基金残高が増加していることから、各地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。

本県における財源調整的基金の増加は、景気変動等による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、まさに、平成30年7月豪雨災害のような突発の災害に対応することで、一瞬で激減するものである。

地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■ 広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金（財政運営のために自由に使える貯金）のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。グラフ数値は年度末残高であり、H30年度までは決算額、R元年度はR元年度3月補正予算後の見込み、R2年度はR2年度5月補正予算（追加分）後の見込み。

5 地方税財源の充実強化

(2) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費等により必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。
 - ・公共施設等適正管理推進事業債について、令和3年度までとされている現行期限の延長を行うこと。併せて、平成30年7月豪雨災害を教訓とした災害に強いまちづくりを着実に進めていくため、防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債については、令和2年度までとされている現行期限の延長を行うこと。

2 合併市町への財政措置

- 合併を行った市町については、旧合併特例事業債等の確実な配分や合併後の市町の姿を踏まえた交付税算定の見直しを確実に反映するなど、市町建設計画に基づくまちづくりが円滑に実施されるよう、市町が必要とする財政措置を、引き続き、確実に講じること。

【提案先省庁：総務省】

5 地方税財源の充実強化 (2) 市町の財政基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

平成27年の国勢調査において、県内人口は、平成22年度と比べ0.6%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が11団体、うち3市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

併せて、本県は土砂災害警戒区域が約4万7千か所、ため池が約2万か所など、全国的に見ても危険か所が多く、平成30年7月の豪雨災害の復旧・復興と併せて、防災対策を計画的に進める必要がある。

2 合併市町への財政措置

合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進しているが、東日本大震災や建設需要の増大などに伴い遅れが生じており、5年の再延長を機に、引き続き合併後のまちづくりを推進する必要がある。



課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化に対応するための、まち・ひと・しごと総合戦略や中山間地域の活性化などに係る課題が山積しており、まちづくりに対する喫緊の財政需要に対する財政措置が必要である。
- そうした中、平成30年7月豪雨災害の被災市町においては、早期の復旧、復興と併せて、地方創生の取組や住民が安心して暮らせるためのまちづくりをより一層推進していく必要がある。
- 「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」や「緊急自然災害防止対策事業債」が創設されたものの、本県では、復旧・復興に多大な時間を要することが見込まれ、中・長期的な視点での安定的な財政措置が急務となっている。

地方債計画 (億円)

項目	令和2年度	令和元年度
過疎対策事業	4,700	4,700
公共施設等適正管理事業(*)	4,320	4,320
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業(※)	4,778	6,084
緊急自然災害防止対策事業(※)	3,000	3,000
緊急防災・減災事業(※)	5,000	5,000
旧合併特例債	6,200	6,200

(※)については、R2年度まで

(*)については、R3年度まで(うち市町村役場機能緊急保全事業を除く)

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

国への提案事項

○ 水道広域連携に係る財政措置

水道事業の抜本的な経営改革の一つの手段である水道の広域連携を推進するため、

- ・ 広域連携に係る移行、推進段階でのソフト施策に対する財政措置の拡大
- ・ 施設整備に対する財政措置の要件緩和
- ・ 料金格差の縮小に係る激変緩和措置などの仕組みづくり など

より一層の支援措置を講じること

【提案先省庁：総務省，厚生労働省】

5 地方税財源の充実強化

(3) 水道事業の広域連携の推進

現状／施策の背景・経緯

水道事業については、近年の人口減少や節水機器の普及等による給水収益の減少や、施設の更新期の到来などにより、水道事業の経営環境は厳しさを増しており、事業を安定的に継続していくためには、経営・運営基盤の強化が不可欠である。

広島県では、水道の広域連携を推進するロードマップを作成し、令和4年度に経営組織を一元化、令和5年度からの一元化した経営組織による事業開始を目指すこととしている。

国においても、平成30年12月に「水道法の一部を改正する法律」が公布され、水道の基盤強化のため、都道府県には水道事業者等との間の広域的な連携の推進役としての責務が規定されるなど、基盤強化や広域連携の推進が求められている。

令和2年度当初予算等の状況

◆強靱・安全・持続可能な水道の構築(厚生労働省)
606億円(前年度比93.2%)

課題

- 水道の広域連携を推進するためには、連携の準備段階や移行段階、連携後の事業推進段階など、長期的な視点に立った支援が必要であるが、対象事業者の拡充や時限規定が令和16年度まで延長されるなど交付金制度が見直しされたものの、資本単価90円/㎡以下の事業者は対象外になるなどの要件が残されているため、協議会の中で交付金の対象から外れる事業者がいる。

広域連携推進のためには、施設整備に対する財政措置の要件緩和(交付対象事業者の要件撤廃)はもとより、広域化に係る認可申請書(創設認可・事業変更認可)の作成に多額の費用が必要なことから、ソフト施策に対する財政措置の拡大など、更なる支援が必要である。

- 水道料金については、水源との位置関係や、給水区域内の地形、給水人口・密度等により、自治体間で最大3.3倍の格差があり、広域連携を推進するためには、料金格差の縮小に係る激変緩和措置などへの財政措置などの仕組みが必要である。

【水道広域連携に係る財政支援制度】

区分	事業内容	生活基盤施設耐震化等交付金	交付税措置
ソフト	都道府県水道ビジョン策定等経費(広域連携推進)	○	—
	水道事業経営戦略策定経費(広域連携推進)	—	○
	広域化に係る協議会の開催等の経費	○	—
	広域化に係る水道施設台帳の整備	○	■
	広域化に係る事業認可申請に要する経費	■	■
	広域化に係るシステム統合等に要する経費	○	○
	広域連携に必要な料金格差の縮小に係る激変緩和措置	■	▲
ハード	広域化等を要件とする施設の整備	▲	○
	広域化の前段で必要となる施設整備に対する財政措置の要件緩和	○	○

凡例：○…財政支援制度がある(条件付き) ■…制度の創設が必要 ▲…制度の拡充が必要

【水道事業の統合に係る財政措置の現況】

- ・簡水統合及び市町の区域を越える水道事業の統合後、旧事業の高料金対策に要する経費について、10年間交付税を延長措置
- ・簡水統合後に実施する建設改良費への交付税措置
- ・市町村合併に伴う水道施設整備の増嵩経費に対し、一般会計から出資・補助した場合、当該出資・補助額に合併特例債を充当 など

5 地方税財源の充実強化

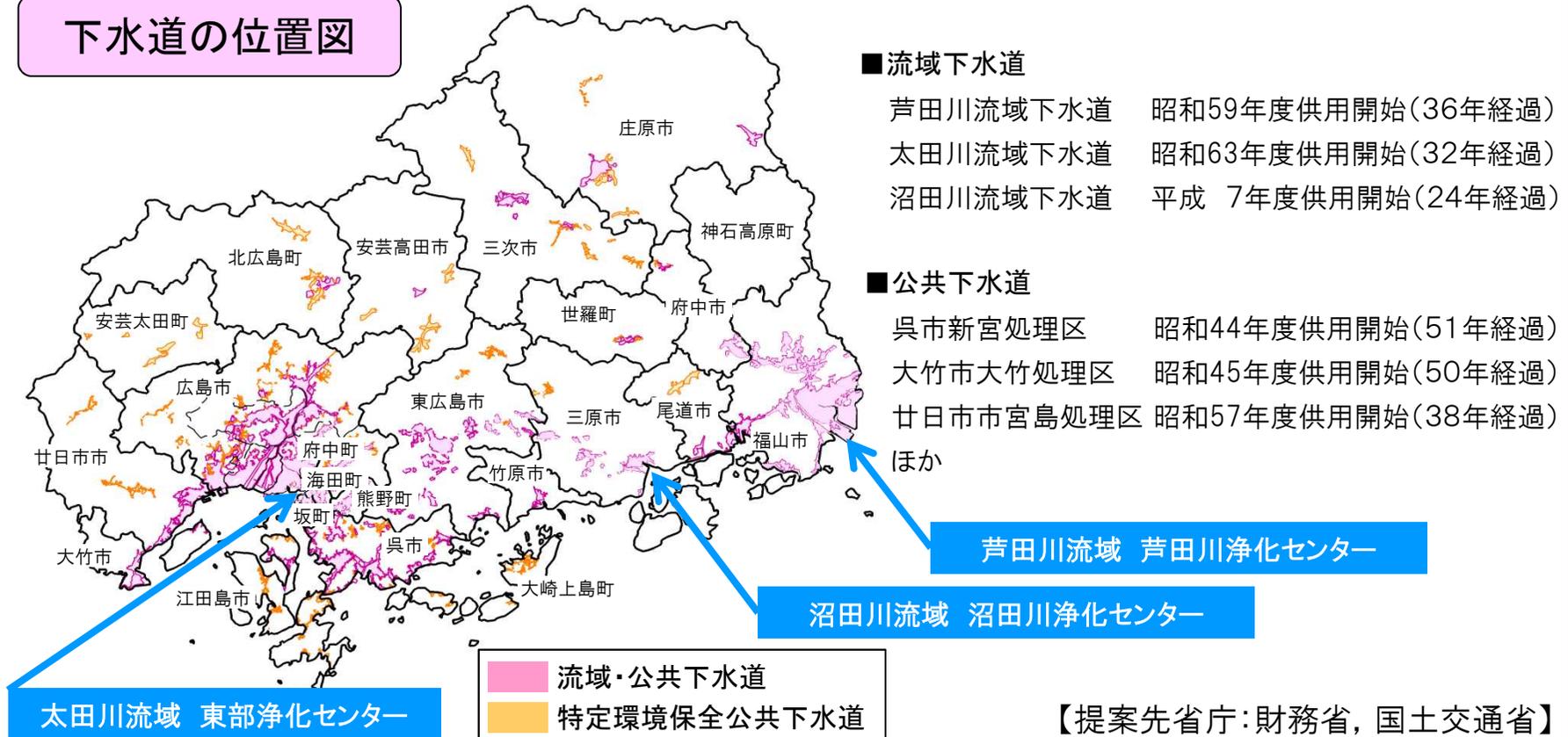
(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

国への提案事項

○ 下水道施設の改築に係る財政措置の継続

公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、財政措置を確実に継続すること。

下水道の位置図



5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

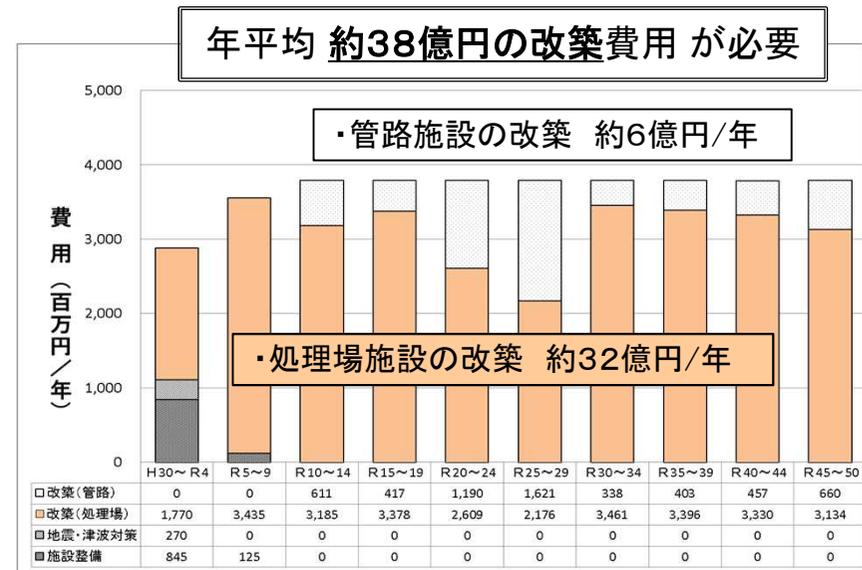
提案の背景

- 新下水道ビジョン加速戦略(国土交通省H29年8月策定)で「下水道の公共的役割・性格や国の役割・責務等を踏まえた財政面での支援のあり方について整理」に取り組むとしている。
- 国の財政制度等審議会(H29年度)において『下水道事業に対する国の財政支援は汚水処理に係る「受益者負担の原則」を踏まえ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき』という方針が提案された。
- 具体的には、令和2年度より、管渠の単純な改築への支援について、汚水処理施設が概成した自治体から順次廃止する運用を始めた。
- さらに、財務省からは管渠の機能向上を伴う改築への支援を令和3年度以降、縮減する見通しが示された。
- このため下水道施設の改築への財政措置がなくなることが懸念される。

課題

- 老朽化が進み、現在でも改築主体の事業となっており、10年後からは全額改築となる見込み。
- 改築費用を、すべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

《流域下水道施設の50年間の必要額》



(単位:百万円/年)

5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

下水道施設の現状

- 流域下水道は、膨大なストックを形成
 - ・下水処理場は3箇所(約6,000設備)
 - ・管路延長は約110km

流域名	処理場施設 設備数	管路施設 延長(km)
太田川流域下水道	3,205	28.4
芦田川流域下水道	2,490	39.6
沼田川流域下水道	740	43.2
合計	6,435	111.2

- 特に処理場機械・電気設備の老朽化が進行
 - ・約半数の設備が法定耐用年数を超過

流域名	供用(処理)開始	耐用年数超過 施設数
太田川流域下水道	昭和63年10月	1,633(約5割が超過)
芦田川流域下水道	昭和59年10月	1,191(約5割が超過)
沼田川流域下水道	平成8年3月	542(約7割が超過)



処理場内配管 腐食状況



処理場機械 腐食状況

広島県の取組

- スtockマネジメント計画(H30~R50)により計画的に維持管理・改築を実施していく。

5 地方税財源の充実強化

(4) 下水道施設の持続的な汚水処理機能の確保

参考(下水道施設の補助制度)

下水道法第34条

国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

区分	施設	国庫補助率	根拠規定	
公共下水道	管渠等	1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第1号	
	終末処理場	処理施設		5.5/10
		用地等		1/2
流域下水道	管渠等	1/2	下水道法施行令第24条の2 第1項第2号	
	終末処理場	処理施設		2/3(※)
		用地等		1/2
都市下水路	市街地における下水排除施設	4/10	下水道法施行令第24条の2 第1項第4号	

※流域下水道に対する国庫補助率が公共下水道等に対する国庫補助率よりも高いのは、流域下水道が広域、根幹的な性格を持ち、また、水質汚濁防止上の整備効果も大きいことによるもの。(「逐条解説 下水道法(株式会社ぎょうせい)」より抜粋)

社会資本整備総合交付金交付要綱(国土交通省)

種別	交付対象事業	国費率(交付要綱附属第三編)
社会資本整備総合交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業)	下水道法施行令第24条の2に規定する補助率
防災・安全交付金事業	⑦下水道事業(公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。)	(上表と同じ)

6 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

国への提案事項

○ 公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保

住民の安全・安心を確保する国土強靱化，及び交流人口拡大を図る地方創生の取組を支える社会基盤整備や農林水産基盤整備を推進するため，直轄事業，社会資本整備総合交付金，防災・安全交付金や補助事業をはじめとする，公共事業予算の総額を安定的かつ持続的に確保すること。

特に，「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施後においても，地方単独事業による防災インフラ整備に対する財政措置の継続を含め，同様の措置がなされるよう配慮すること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省，農林水産省，国土交通省】

現状／施策の背景・経緯

- 近年、国の公共事業費が大幅に削減されてきた中、ここ数年は横ばいで推移
- 社会資本整備は、防災・減災に資するとともに、生産性向上、企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発等のさまざまなストック効果を発揮し、地方創生を下支えするもの
- 広島県では、「ひろしま未来チャレンジビジョン」(H22策定、H27改訂)が目指す県土の将来像を実現するため、社会資本マネジメント方針を定めた「社会資本未来プラン」を策定し、ストック効果を重視した優先順位を踏まえた計画的な社会資本整備を推進
- 平成30年7月豪雨災害においても、砂防ダムが土石流や流木を捕捉し、下流の被害を防止・軽減した事例が報告されるなど、社会資本整備の重要性が再認識された
- 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、防災・減災対策を加速しているものの、県土の強靱化に向けて、引き続き道路法面对策などを推進していく必要がある

6 社会資本整備の推進

(1) 公共事業予算の安定的・持続的な総額確保

課題

本県の防災・減災対策を充実・強化し、地方創生の取組を支える社会資本整備を推進していくために必要な公共投資の財源の確保が将来にわたって不可欠であるが、近年の大規模災害の頻発等を踏まえると、今後の直轄事業や交付金等の安定的・持続的な確保に懸念がある。

【公共事業関係費の推移】



注) NTT-Aを除く。

出典：日本の財政関係資料[令和元年10月 財務省]

【各施設の整備状況】

施設	項目	実績(R2.3)
河川	洪水・高潮に対する防護達成人口率	62.0%
海岸	高潮(津波)防護達成人口率	62.9%
道路	緊急輸送道路の橋梁耐震化率 (地震により落橋・倒壊が発生しないレベル以上の対策)	81.7%
	法面災害防除対策箇所数 (H25年度及びH27年度の点検により対策が必要とされた230箇所)	185箇所
砂防	土砂災害から保全される家屋数	約 104,600 戸
治山	山地災害危険区域の整備率	33.8%

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

1 災害の未然防止及び発災後の迅速な対応のための財政的支援

あらゆる災害の未然防止及び発災後の迅速な対応のため、公共事業予算枠の増額や補助率の拡充、地方単独事業による防災インフラ整備に対する地方財政措置(緊急自然災害防止対策事業債)の継続を含め、財政措置に配慮すること。

2 被災地の早期復旧・再度災害防止の推進

とりわけ、近年に発生した災害の被災地の早期復旧・再度災害防止の推進については、特段に配慮するとともに、土砂災害警戒区域等の警戒避難等に関するソフト対策にも配慮すること。

【平成28年6月豪雨災害※，平成29年7月豪雨災害※，平成30年7月豪雨災害】

▶ 各種ハード・ソフト対策等を確実に推進するための財政措置

※県東部地域(瀬戸川流域，手城川流域)における浸水被害など

3 地方の実情に即した予算配分

地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分とすること。



福山市の浸水状況



熊野町土砂災害発生状況



(主)瀬野川福富本郷線

死者:138名
行方不明者:5名
(令和元年7月3日時点)
全壊家屋:1,162棟
半壊家屋:3,628棟
一部損壊:2,166棟
土砂災害:1,242箇所

【平成30年7月豪雨災害の被災状況】

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

国への提案事項

① 河川改修等による治水対策の推進

河川	河川改修	[国直轄]太田川, 江の川, 芦田川等 [県事業]手城川, 瀬戸川, 福川, 内神川, 中畑川, 国兼川, 入野川, 特定構造物改築事業等
	地震・高潮対策	[県事業]京橋・猿猴川
ため池	ため池改修	[県事業]池田新池等

② 土砂災害防止施設等の整備推進

砂防, 急傾斜地崩壊対策	[国直轄]広島西部山系・安芸南部山系直轄砂防事業 [県事業]砂防事業, 急傾斜地崩壊対策事業, 地すべり対策事業
治山	[国直轄]民有林直轄治山事業 [県事業]治山激甚災害対策特別緊急事業, 復旧治山事業

③ 高潮・津波対策等による治水対策, 港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点の整備の推進

海岸	高潮対策	[国直轄]広島港海岸(中央西, 中央東) [県事業]広島港海岸(江波, 坂, 廿日市南地区), 福山港海岸(江之浦地区), 呉海岸(天応地区), 地御前漁港海岸(地御前地区), 倉橋海岸(本倉井地区)等
	耐震(減災)対策	[国直轄]広島港海岸(中央西, 中央東地区)／[県事業]尾道糸崎港海岸(機織地区)
港湾	耐震強化岸壁	[国直轄]広島港(宇品地区)
	防災拠点	[県事業]尾道糸崎港(松浜地区)

④ 緊急輸送道路の整備推進, 橋梁の耐震補強等の整備推進

緊急輸送道路	道路改良による機能強化	[国直轄等] 広島呉道路(4車線化), 一般国道2号東広島・安芸BP, 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加) [県事業] (国)375号 引宇根, (主)呉平谷線, (主)瀬野川福富本郷線, (臨)廿日市草津線(4車線化)等
	法面防災対策の実施	[県事業] (国)182号(神石高原町新免～油木), (国)433号(安芸太田町加計)
橋梁		[県事業] (国)186号 翠橋, (国)487号 早瀬大橋

【提案先省庁:内閣府, 総務省, 財務省, 農林水産省, 国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

① 河川改修等による治水対策の推進

現状

- 県内には未改修河川が多く、豪雨などによる家屋等浸水被害が繰り返されている。
- 人口、資産の集積する沿岸部では、異常高潮や、地震に伴う津波による浸水被害が懸念されている。
- 排水機場のポンプ等の老朽化が進んでおり、継続的な機能確保が重要である。

① 手城川 大規模特定河川事業・特定構造物改築事業

ポンプ増設・河川改修の実施
⇒内水排除対策(福山市)と連携し、床上浸水被害を解消



課題

- 平成30年7月豪雨災害への対応として実施する大型プロジェクト事業を着実に進めるため、重点的に予算配分し、早期に事業効果を発現させることが必要。
- 家屋等浸水被害が繰り返される河川の改修や堤防の耐震性向上、長寿命化計画に基づく機器更新等に必要額を配分し、早期に事業効果を発現させることが必要。

② 京橋・猿猴川 地震・高潮対策事業

護岸整備・耐震対策の実施
⇒津波・高潮から浸水被害を防止



② 土砂災害防止施設等の整備推進

現 状

- 被災地の一日も早い復旧・復興に向け、国や市町と連携し、「砂防・治山施設整備計画」により砂防ダム等の緊急整備等を実施。
- 「ひろしま砂防アクションプラン2016」に基づき、防災拠点や住宅密集地の整備を図り、効率的・効果的な事前防災対策を推進。
- 7月豪雨災害では、砂防ダムが土石流や流木を捕捉し、下流の被害を防止・軽減する等の施設効果を確認。
- 「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」の取組を進め、「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」等のソフト対策を推進。



6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

- 災害関連緊急事業に続き砂防激甚災害対策特別緊急事業の実施及び必要な予算を確保することが必要
- 県内の土砂災害警戒区域総数が、約4万8千箇所(全国最多)となり、新たに対策が必要となる箇所が増加する見込み。
- 土石流を捕捉後、砂防ダムの機能復旧に必要な除石が速やかに実施できるよう財政支援が必要。
- 平成30年7月豪雨では土砂災害警戒区域内で多くの被害者が出たことから、避難の実効性を高める取組の一層の推進が必要。



【二河川支川 災害関連緊急砂防事業 (熊野町)】

③ 高潮・津波対策等による治水対策、
港湾における耐震強化岸壁及び防災拠点
の整備の推進

現 状

- 平成16年の台風16号・台風18号による大規模な高潮災害が発生
- 発生が危惧されている南海トラフ巨大地震等に伴う対策を進める必要がある

6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課 題

- 過去に浸水実績のある海岸の高潮災害に対する安全性の早期向上
- 背後地がゼロメートル地帯である市街地等の緊急性の高い地域において、最大クラスの地震への対応

耐震対策



高潮対策



6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

④-1 緊急輸送道路の整備推進

現状

- H30年7月豪雨では、県内各地で豪雨による法面崩壊や落石が頻発
- 緊急輸送道路が被災し、物資輸送機能が麻痺
- 通行止め等により社会経済活動に多大な影響

課題

発災後の迅速な救命・救急活動や円滑な復旧を支えるため、緊急輸送道路の更なる機能強化が必要

H30.7豪雨災害では幹線道路が被災し通行止に



H30年7月豪雨では国道2号東広島BPにより広島・東広島間の交通が確保



災害時のリダンダンシー確保

平成30年7月豪雨災害では国道2号の中野東が通行止めになるとは思わなかった。山陽道が通れなくても、安芸バイパスがあれば利用した。災害時など、道路の選択肢が複数あるのがよい

大手物流
事業者の声

(主)呉平谷線(呉市上二河~此原)



- ・ 急峻な山と深い溪谷に挟まれた道路で一部区間が土砂災害特別警戒区域に指定
- ・ 雨量による事前通行規制区間に指定
- ・ これまでも法面崩壊により通行止めが発生
- ・ 慢性的な渋滞が発生 (H27混雑度: 2.42)
- ・ 線形不良で、円滑な交通の確保が課題

(国)191号 道路法面崩壊

被災状況(H30.6)



頻発する道路法面崩壊等

- ・ H30年6月に法面崩落発生
- ・ H30年7月から片側通行
- ・ R2年3月に片側交互通行解除

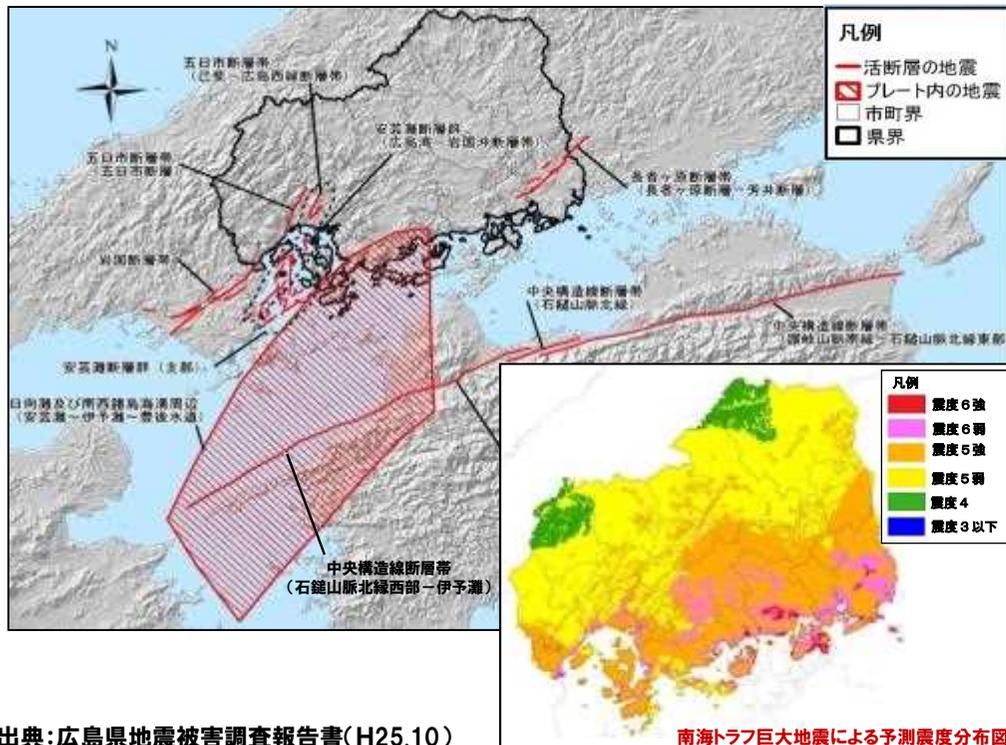


④-2 橋梁の耐震補強等の整備推進

現状

- 北海道胆振東部地震(H30.9), 大阪府北部地震(H30.6), 熊本地震(H28.4)など, 全国各地で大地震が頻発
- 本県においても, 直下型地震や南海トラフ巨大地震など大規模地震への災害リスクが存在
- 大規模地震の発生に伴い, 橋梁が落橋等の被害を受け, 緊急輸送道路としての役割を果たすことができなくなることが懸念

直下型地震のリスクを高める断層等の位置図



6 社会資本整備の推進

(2) 防災・減災に資する社会資本整備の推進

課題

大規模地震発生時にも被害の拡大を防ぎ, 迅速な救命救急活動や円滑な物資輸送等が行えるよう, 特に跨線橋, 跨道橋及び社会経済活動に多大な影響が生じる渡海橋等への対策の加速

特に耐震性能の向上が急がれる橋梁の例

跨線橋



(国)186号 翠橋(大竹市)

渡海橋



(国)487号 早瀬大橋(呉市~江田島市)

跨道橋



(国)317号 新山波橋(尾道市)

広域的な災害支援に資する路線



(国)375号 新大渡橋(東広島市)

6 社会資本整備の推進

(3) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化

国への提案事項

社会資本の適正な維持管理に係る財政措置の拡充

県民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぎ、災害時においても機能を発現させるためには、適正な維持管理が必要であることから、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、点検等に係る起債制度の拡充など、地方へ確実な財政措置を図ること。

【提案先省庁：総務省，財務省，国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(3) 社会資本の適正な維持管理の推進・強化

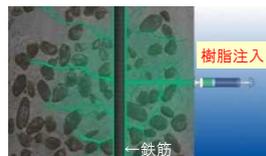
現状／広島県の実践

- 国では、「道路メンテナンス事業補助制度」などの創設により、地方公共団体が実施する施設の修繕・更新事業を計画的・集中的に支援することや、「公共施設等適正管理推進事業債」の対象事業を拡充し、長寿命化に係る事業等の着実な推進の支援を実施
- 広島県では、今後の取組方針を取りまとめた「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」や施設分類毎に「修繕方針」を策定し、計画的な維持管理を推進するとともに、修繕費を増額し、老朽化対策を強化
- また、コスト削減を推進していく方策の1つとして「広島県長寿命化技術活用制度」を創設し、これまでに88技術を登録し、57技術を県内公共事業で活用

登録技術例



電磁波装置
橋梁床板の診断技術



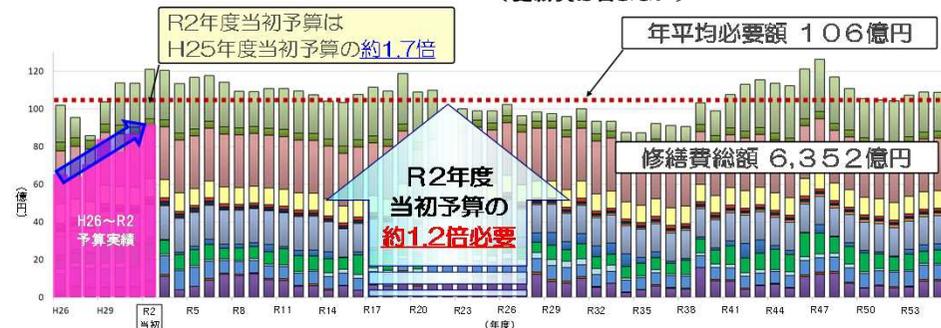
樹脂注入
鉄筋
コンクリート補修技術

- さらに、デジタル技術の活用によるインフラの計画的・効率的な整備・維持管理を行うための新たなインフラマネジメントの仕組み等の検討に着手

課題

- 今後、多くの既存インフラの老朽化が懸念されている。
- 災害時に防災施設や緊急輸送道路など、既存インフラの機能を十分に発揮させるためには、計画的かつ戦略的な維持管理が必要である。
- そのため、老朽化対策の予算を増額し、適切な維持管理に努めているが、維持管理費は不足しており、これらを着実に実施することが厳しい状況となっている。
- 加えて、適切な維持管理を行う上で必要となる官民の技術者などの担い手不足も顕在化しており、ICT・IoTなどの進展するデジタル技術の活用により、さらなる維持管理の効率化を進める必要がある。

主要な26種類の施設における修繕費総額を試算 (更新費は含まない)

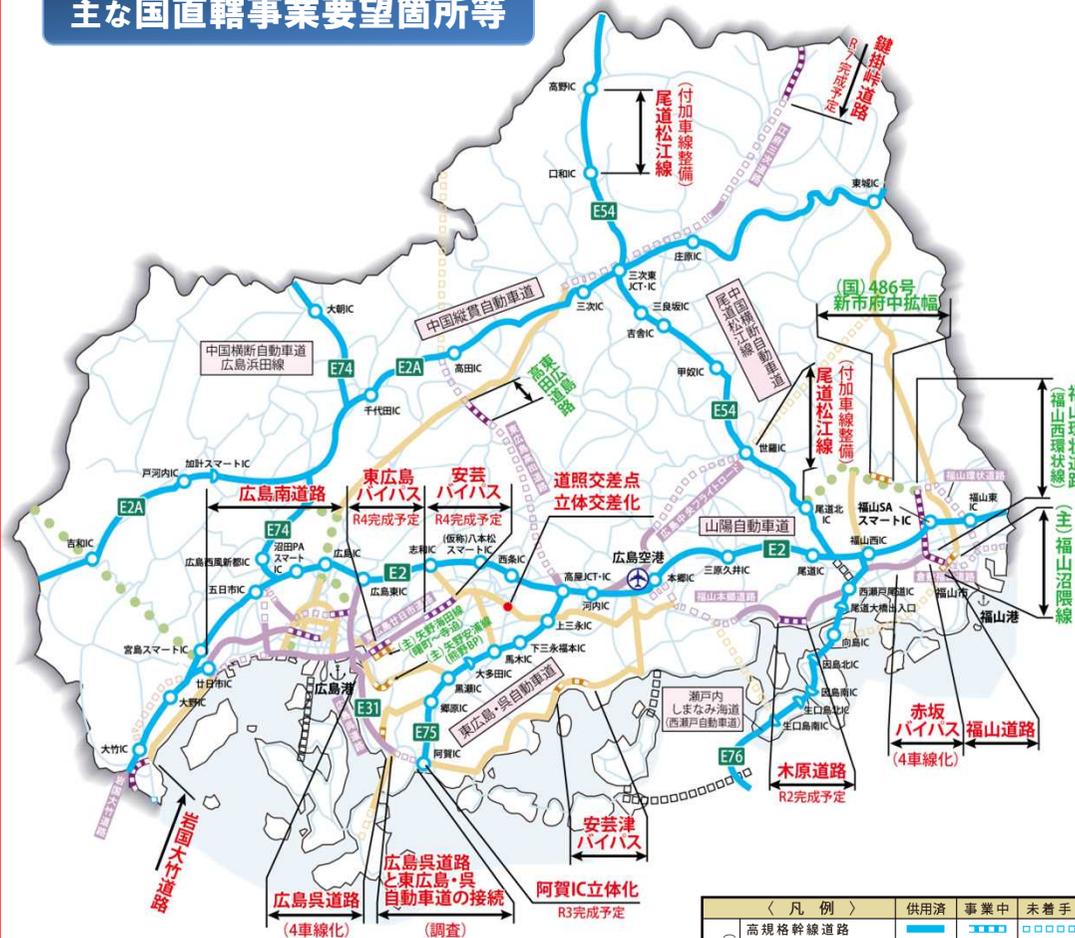


6 社会資本整備の推進

(4) 道路ネットワークの整備促進等

国への提案事項

主な国直轄事業要望箇所等



<事業名凡例>

赤文字：国直轄事業
 緑文字：県事業（地域高規格道路等）

〈凡例〉		供用済	事業中	未着手
バイパス 改修事業	高規格幹線道路	■	■	□
	地域高規格道路	■	■	□
	計画路線	■	■	□
	候補路線	■	■	□
	交流促進型	■	■	□
広域道路	地域形成型	■	■	□
	検討区間	■	■	□

- 1 広域ネットワークを形成する高速道路の機能強化・直轄国道バイパスの整備促進
- 2 地域活性化を促す道路整備と戦略的な維持管理・更新のための財政措置
- 3 都市基盤を強化する街路事業の推進
- 4 地方の意見を反映した新たな広域道路ネットワーク計画の早期策定及び重要物流道路の更なる指定などネットワークの強化
- 5 道路予算総額の安定的な確保及び補助制度の拡充

開通予定年度に向けた着実な整備を要望する

- ◆東広島・呉自動車道 阿賀ICの立体化 R3完了
- ◆一般国道2号 東広島・安芸バイパス R4完了

2020年代前半までの整備を要望する

- ◆一般国道2号 道照交差点立体交差化
- ◆尾道松江線(付加車線整備)

【提案先省庁：財務省、国土交通省】

6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等

国への提案事項

① 広島都市圏から空港への高いアクセシビリティの実現

国直轄等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道2号 東広島・安芸BP ○ 一般国道2号 道照交差点立体交差化 ○ 山陽自動車道の機能強化(車線数の増加) ○ (仮称)八本松SICの早期事業化
県事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要地方道 矢野安浦線

② 広島都市圏全体での企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築

国直轄等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道2号 東広島・安芸BP(再掲) ○ 一般国道2号 広島南道路(明神高架) ○ 広島呉道路(4車線化) ○ 東広島・呉自動車道 阿賀IC立体化 ○ 広島呉道路と東広島・呉自動車道の接続区間の計画の早期具体化 ○ 広島南道路(商工センター以西)の早期事業化 ○ (仮称)八本松SICの早期事業化(再掲)
------	---

③ 福山都市圏の生産性向上に資する道路ネットワーク構築による産業競争力強化

国直轄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道2号 福山道路
県事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域高規格道路福山西環状線 ○ 主要地方道福山沼隈線

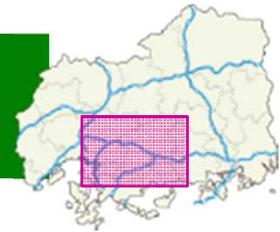
④ 観光周遊を促す道路ネットワークの形成による観光立県の実現

国直轄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道2号 東広島・安芸BP(再掲) ○ 一般国道2号 福山道路(再掲)
県事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道432号, 主要地方道 鞆松永線等 ○ しまなみ海道サイクリングロードの環境整備に向けた財政措置

⑤ 安心・安全を確保し、豊かな暮らしを支える道路整備の推進

<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活性化を促す道路整備と戦略的な維持管理・更新のための財政措置 ○ 安全で快適な歩行者等の空間整備推進のための財政措置 ○ 都市基盤を強化する街路事業の推進

6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



① 広島都市圏から空港への高いアクセシビリティの実現

現 状

- 令和3年の広島空港の経営改革の導入に向け、道路系アクセス強化の取組実施
- 空港へは道路利用が9割、広島市域からの利用が約5割

空港利用者の出発地

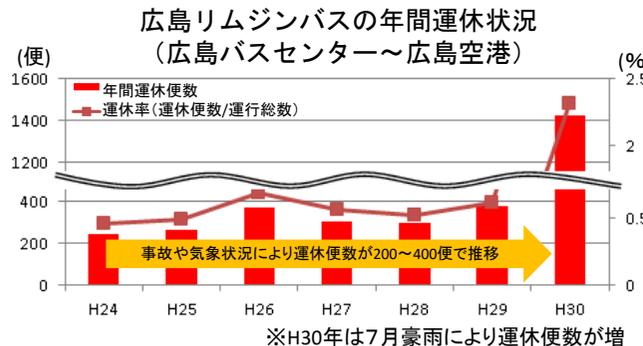
広島市域からの利用が約5割

出典：国土交通省 H29航空旅客動態調査



- #### 課 題

 - 事故や大雨等による高速道路の交通渋滞や通行止めの影響を受ける空港アクセス
 - 代替路である現道(国道2号)の慢性的な渋滞
 - 平常時・災害時を問わない広島空港への高いアクセシビリティ(速達性, 定時性, 代替性, 多重性)の確保が必要



空港アクセスルート所要時間※

ルート	路線	整備後	現状
①高速ルート	広島高速5号線+山陽道	40分	45分
②一般ルート	国道2号東広島-安芸BP+山陽道	65分	105分
③白市ルート	JR山陽線+空港連絡バス	64分	64分
迂回ルート	(主)矢野安浦線+東広島呉道	-	-

※H22センサスの平日混雑時速度により算出。一般ルートの現状の所要時間は国道2号の現道を利用した場合(H17センサスで算出)。迂回ルートは平成29年1月に中国運輸局で路線認可。山陽自動車道で事故や渋滞が発生した場合の利用が可能

6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等

② 広島都市圏全体での企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築

現状

- 国道2号(現道), 国道185号の渋滞による物流の信頼性低下
- 広島都市圏や東広島市, 呉市を中心に多くの産業団地が立地
- さらに東広島市や広島港五日市地区でも新たな団地造成が進捗

**H30広島県
製造品出荷額等**
広島都市圏・東広島市・呉市
で全体の約6割を占める

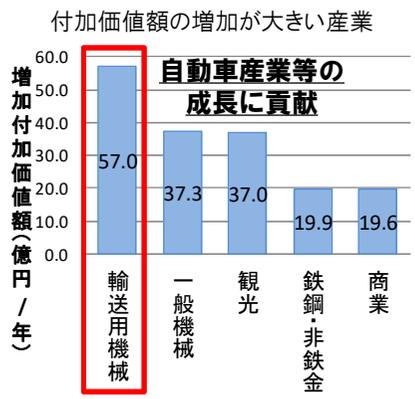


課題

国道2号をはじめとする幹線道路の慢性的な渋滞を解消し, 企業等の生産性向上に資する人流・物流ネットワークの構築が必要

【広島県試算】
東広島廿日市道路整備による
地域経済への効果予測

**広島県内の経済効果は
約335億円/年**



6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等

③福山都市圏の生産性向上に資する道路ネットワーク構築による産業競争力強化

現状

- 福山都市圏は瀬戸内海地域の中核的な工業拠点
- 重要港湾福山港の機能強化(ふ頭再編改良事業着手)
- 福山市中心部に主要渋滞箇所が集中
- 福山市西部, 及び北部の産業団地と産業集積地, 福山港とのアクセスが脆弱

一般国道2号渋滞ランキング(H30)

福山市中心部の2区間が上位に

順位	渋滞損失時間※	市区町村	区間名
1	119	広島市	東雲インター入口交差点～出汐町交差点
2	95	福山市	紅葉町交差点～小田川橋交差点
3	90	倉敷市	大西交差点付近～中新田交差点
4	72	福山市	明神町交差点～府中分かれ交差点

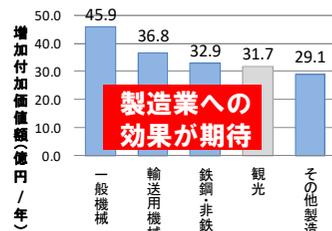
出典: 渋滞ワーストランキングのとりまとめ(平成30年)(国土交通省)より作成
※渋滞損失時間: 混雑により余計にかかる時間(単位: 万人・時間/年)

課題

福山市中心部の渋滞を緩和し, 企業等の生産性向上に資する道路ネットワークの構築が必要

【広島県 試算】

倉敷福山道路(全線供用)整備による地域経済への効果予測



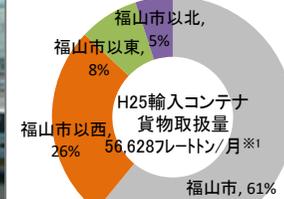
R1.11福山道路 起工式



広島県内の経済効果は約387億円/年



福山港コンテナ貨物方面別輸送状況

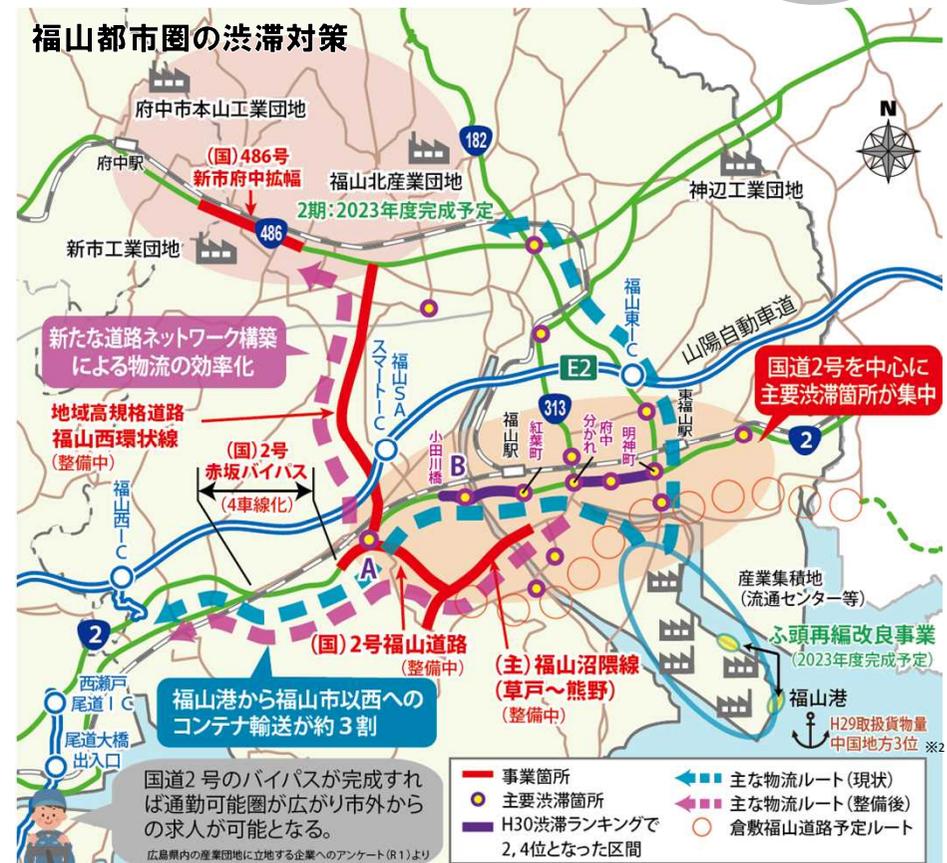


出典: H25年全国輸出入コンテナ貨物流動調査より作成



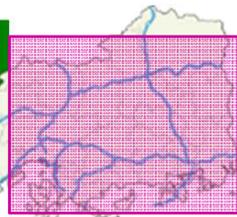
一般国道2号赤坂B P 東口交差点付近 一般国道2号神島橋西詰交差点付近

福山都市圏の渋滞対策



※1フレートン: 港湾取扱量の単位であり, 容積1,113立方m又は重量1,000tを1フレートンとし, 容積, 重量のどちらか大きい方をもって計算する。 ※2 国土交通省: H29港湾統計

6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



④観光周遊を促す道路ネットワークの形成による観光立県の実現

現状

- ひろしまブランド、瀬戸内ブランドの確立により世界に誇れる観光地を目指し、取り組みを実施
- 2つの世界遺産や瀬戸内海、サイクリング等の多彩な観光資源が集積
- 井桁状高速道路ネットワークにより観光地へのアクセス性は高いものの、都市内渋滞等が観光周遊の大きな妨げに
- 令和元年11月にしまなみ海道サイクリングロードがナショナルサイクルルートに指定

広島県総観光客数の推移

年度	観光客数 (万人)
H23	5,500
H24	6,000
H25	6,200
H26	6,500
H27	6,800
H28	7,000
H29	7,200
H30	7,000

出典：広島県観光客数の動向

課題

ICアクセス、観光地間アクセス、都市内道路の整備により、広域観光周遊を促す道路ネットワークの形成が必要



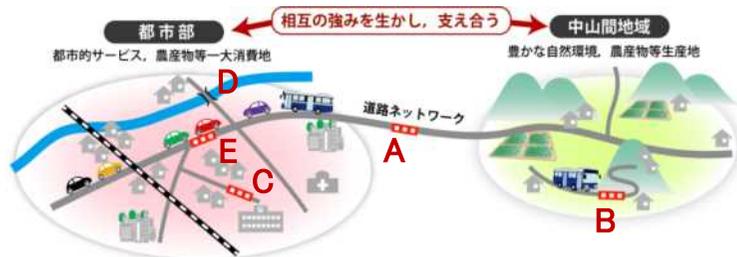
6 社会資本整備の推進 (4) 道路ネットワークの整備促進等



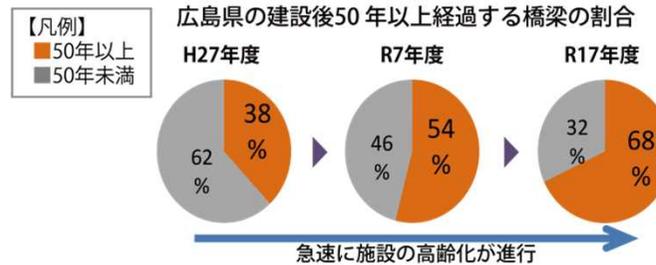
⑤安心・安全を確保し、豊かな暮らしを支える道路整備の推進

現状と課題

- A 都市的機能の享受を可能とする地域と拠点間の円滑な移動
- B 買い物, 通院等地域住民の日常生活を支える道路整備
- C 総合的な交通安全対策の推進
- D 道路施設の適正な維持管理
- E 都市基盤を強化し, 持続可能なまちづくりに資する道路・街路整備



D 道路施設の適正な維持管理



橋梁補修に係る指標

令和5年に健全度
I・IIを100%
(広島県道路整備計画2016)

平成30年度末時点で

- 橋梁点検(H26~H30)の結果, 健全度Ⅲが448橋(全数4,140橋)
- うち修繕に着手: 228橋(健全度Ⅲの50.9%)
- うち完成: 90橋(健全度Ⅲの20.1%)

C 総合的な交通安全対策の推進

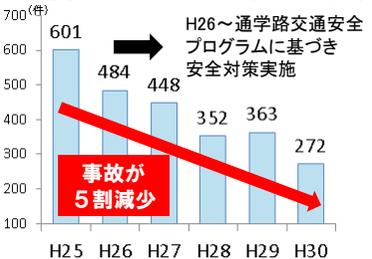
全国平均を下回る一般県道の歩道設置率

区分	全国	広島県	順位
一般国道指定区間	64.9%	52.7%	37
一般国道指定区間外	55.8%	56.6%	12
主要地方道	46.9%	44.4%	13
一般県道	33.5%	29.3%	28

歩道設置率=歩道設置道路実延長÷実延長
出典:道路統計年報2019より作成



広島県内の子どもの交通事故発生件数



出典:広島県警察HPより作成

- 通学路安全交通プログラムに基づく交通安全対策や未就学児等の移動経路における交通安全対策の実施

橋梁補修の事例



(国)433号 式敷大橋 橋梁概要

架設年度	昭和48年(1973年)
橋長	623.5m
幅員	10.1m
形式	3径間連続トラス橋

- 点検により, 上部工の塗装劣化や橋脚のひび割れ等が確認されたため, 橋梁補修工事を実施



6 社会資本整備の推進

(5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

国への提案事項

広島市東部地区連続立体交差事業の着実な推進に必要な財政措置

交通の円滑化，市街地の分断の解消及び踏切の安全確保を実現し，まちづくりを促進する連続立体交差事業の実施には，長期的に多額の事業費が必要であるため，着実な事業推進に必要な財政措置を行うこと。



鉄道高架と関連街路の整備イメージ (JR向洋駅付近)

【提案先省庁: 財務省, 国土交通省】

6 社会資本整備の推進

(5) 交通の円滑化などによりまちづくりを促進する連続立体交差事業の推進

現 状

【地域の状況】

- 広島都市圏東部地域では、鉄道による市街地分断が効率的な基盤整備を阻害
- 踏切が多数(16箇所)あり、踏切遮断による交通渋滞や踏切事故が発生

【取組の状況】

- 令和元年5月に都市計画変更し、同年10月に事業認可を受け、鉄道高架化に係る詳細設計に着手
- 早期の鉄道工事着手に向け、支障物件の移設や仮線用地の更地化等の準備事務を推進中

【国の対応状況】

- 令和元年度より連続立体交差事業の個別補助制度を創設

課 題

広島市東部地区連続立体交差事業の実施には

- **長期的に多額の事業費が必要**
- **着実に事業推進できる財政措置が必要**
- **財政状況の厳しい地方負担の軽減が必要**

事業区間内の緊急に対策の検討が必要な踏切

多くの歩行者に踏切遮断の影響



青崎第10踏切(府中町)
(歩行者ボトルネック踏切)

1時間当たり最大約44分の踏切遮断



新町踏切(海田町)
(開かずの踏切)



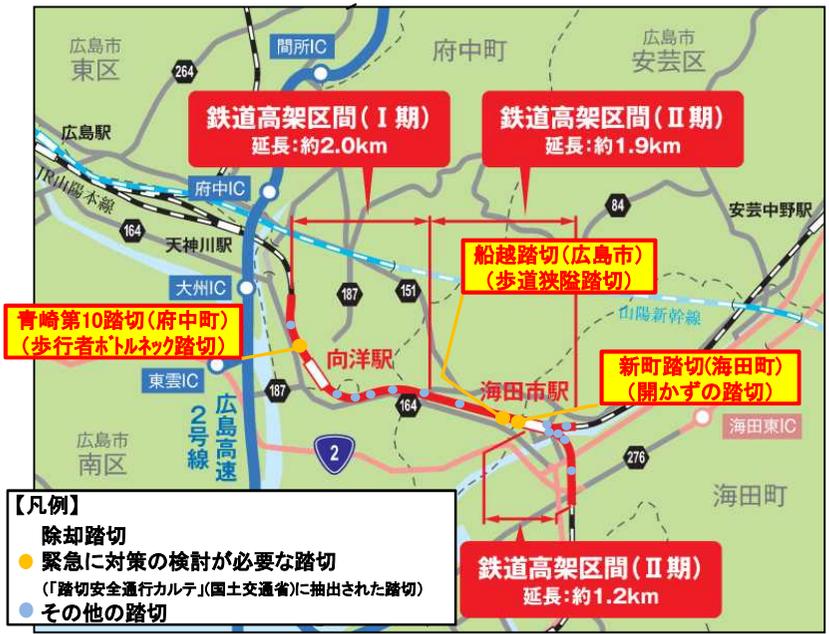
連続立体交差事業と連携したまちづくり

駅周辺で土地区画整理事業が進展

駅周辺に商業施設が進出

土地区画整理事業が進む向洋駅周辺

駅前広場等の整備が進む海田市駅南側



6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

国への提案事項

1. 広島港について、地域産業の持続的発展やアジア諸国等との交易拡大を支える出島地区コンテナ物流拠点の充実・強化を図るため、整備に向けた取組への支援。
2. 広島港・福山港・尾道糸崎港について、地域産業のグローバル化への対応など企業活動を支える物流基盤の充実・強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置。
3. 広島港・厳島港について、観光・交流の拠点機能の強化を図るとともに、インバウンド需要に対応したクルーズ客船の受入機能を充実するため、着実な整備に必要な財政措置。

提案箇所一覧

港名・地区名	内容
広島港 出島地区 宇品地区 宇品地区 五日市地区	<ul style="list-style-type: none"> ・岸壁・泊地(水深14m)の整備 《新規事業化》 ・岸壁(水深10m⇒12m化・耐震強化)の整備【直轄】 ・クルーズ船の受入機能充実に係る岸壁(水深10m)の改良 ・臨港道路 廿日市草津線(4車線化)の第Ⅱ期整備
福山港 箕島地区 箕沖地区 本航路 等	<ul style="list-style-type: none"> ・岸壁・航路・泊地(水深12m)の整備【直轄】 ・岸壁・航路・泊地(水深10m)の整備【直轄】 ・船舶の運航効率改善に係る規制緩和(余裕水深緩和等) ・企業及び地方の負担を軽減する新たな制度設計 ・福山本航路(水深16m⇒18m化)の整備【直轄】
尾道糸崎港 機織地区	<ul style="list-style-type: none"> ・泊地(水深7.5m⇒10m化)等の整備【直轄】
厳島港 宮島口地区	<ul style="list-style-type: none"> ・新ターミナル周辺の港湾施設の整備



【提案先省庁：内閣府，国土交通省】

6 社会資本整備の推進

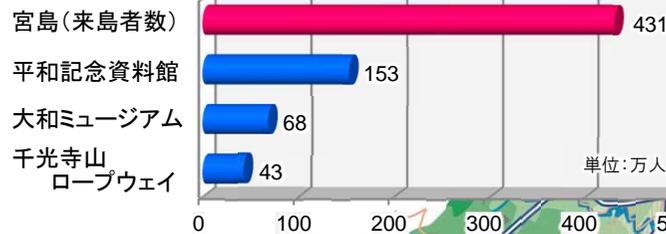
(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

施策の背景

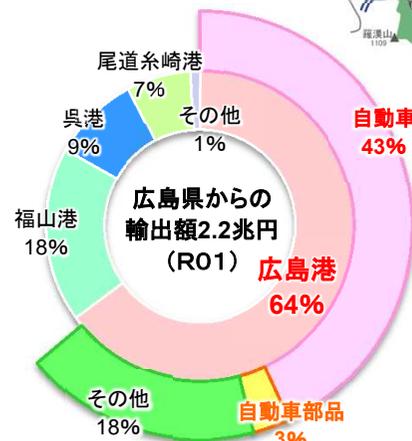
- 広島港・福山港・尾道糸崎港は、地域の基幹産業を支える物流・交流拠点として重要な役割を果たしている。
- 厳島港は、世界遺産「厳島神社」を有する宮島への玄関口として多くの観光客に利用されている。

厳島港は観光地「宮島」への玄関口

主要観光地の利用状況(H30)

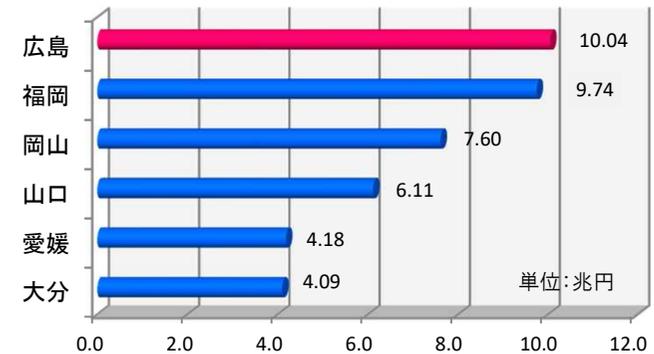


自動車関連輸出を支える広島港



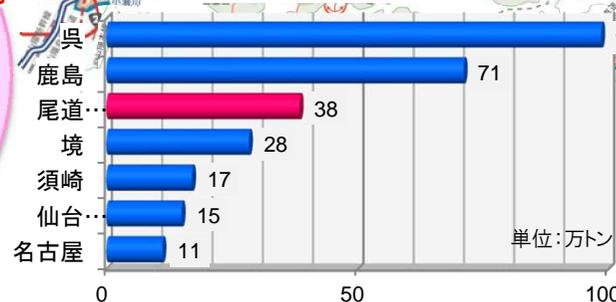
広島県は中・四国以西で最大のものづくり県

中国・四国・九州地方の県別
製造品出荷額(H29)



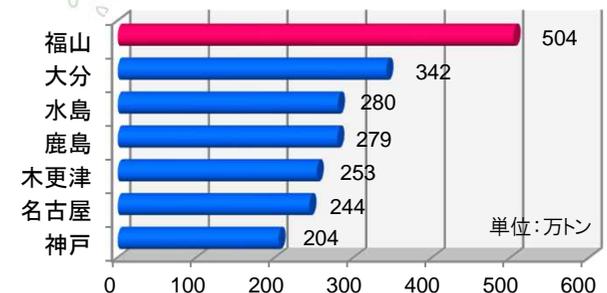
尾道糸崎港は全国有数の木材取扱拠点

原木 輸入量(H30)



背後に全国有数の鉄鋼メーカーを有する福山港

鋼材+鉄鋼 輸出量(H30)



6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

1 広島港コンテナ物流拠点の充実・強化のための整備に向けた取組

出島地区

国際コンテナ物流の拠点



現状/広島県の取組

令和元年のコンテナ取扱量は過去最高を記録しているなか、コンテナヤードや企業・倉庫用地が不足しており、利用者ニーズに対応するため物流関連用地等(約13ha)の造成を進めており、令和4年度の完成を目指す。

物流用地の造成と並行し
外貿コンテナ物流機能の
強化が必要

H30.9 広島港長期構想策定

H31.3 広島港港湾計画改定

【背景】社会経済情勢、港湾物流の動向等に変化を踏まえ、将来に渡って、背後企業の産業活動を支え、地域経済の発展に貢献する港づくりを推進するため、港湾計画を改訂した。

具体化に向けて

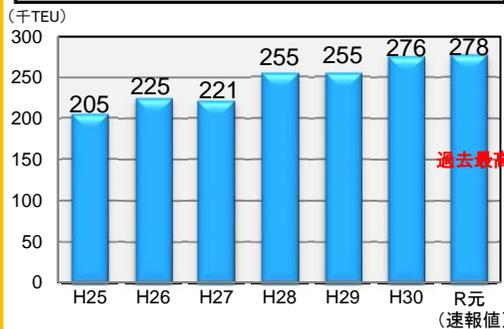
R2.3 広島港利用高度化検討会のまとめ

【戦略】地域産業の発展を支える港湾機能の強化
目指す目標

- ・東南アジア等へのリードタイムの短縮や
- 輸送コスト低減に資するサービスの強化

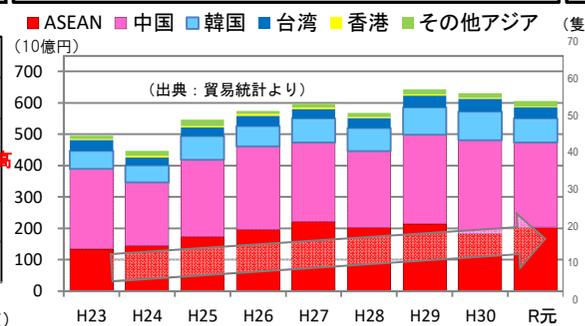
など

広島港のコンテナ取扱量の推移



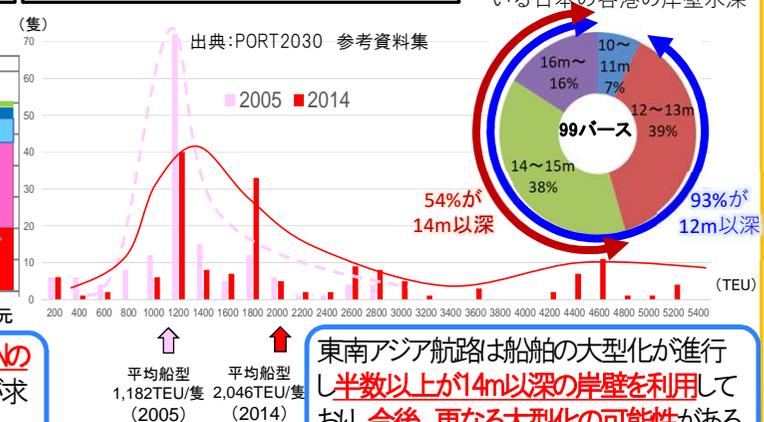
広島港におけるコンテナ取扱量は年々増加しており、**2年連続で過去最高の取扱量**を更新した

広島港のアジア取引国別貿易額の推移



広島港のコンテナ貨物の相手国における**ASEANの割合は増加傾向**となっており、輸送の効率化が求められている

日本に寄港する東南アジア航路の船型変化



東南アジア航路は船舶の大型化が進行し**半数以上が14m以上深の岸壁を利用**しており、**今後、更なる大型化の可能性**がある

東南アジア諸国等の貨物需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するためには、**出島地区の岸壁・泊地整備**が必要

6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-1 地域の企業活動を支える広島港の物流基盤の充実・強化

- 五日市地区は物流関連企業の立地が増加しており、新たな企業用地を確保するため、令和4年度の完成を目指し造成を進めている。
- 宇品地区は自動車運搬船が大型化しているなか、岸壁の水深が浅く満載して輸送することが困難なため、喫水調整を余儀なくされている。

立地企業増加等により懸念される交通渋滞への対応が必要

(五日市地区)



物流関連企業の進出



広島はつかいち大橋の渋滞状況

自動車運搬船の大型化への対応が必要（非効率な輸送形態の解消）

(宇品地区)



自動車運搬船の喫水調整状況



五日市地区
臨港道路廿日市草津線(2車線⇒4車線化)の第II期整備
～耐震強化岸壁と防災拠点を結ぶ救援物資の輸送道路～

宇品地区
岸壁(水深10m⇒水深12m化・耐震化)の整備
～自動車運搬船の大型化への対応～

6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

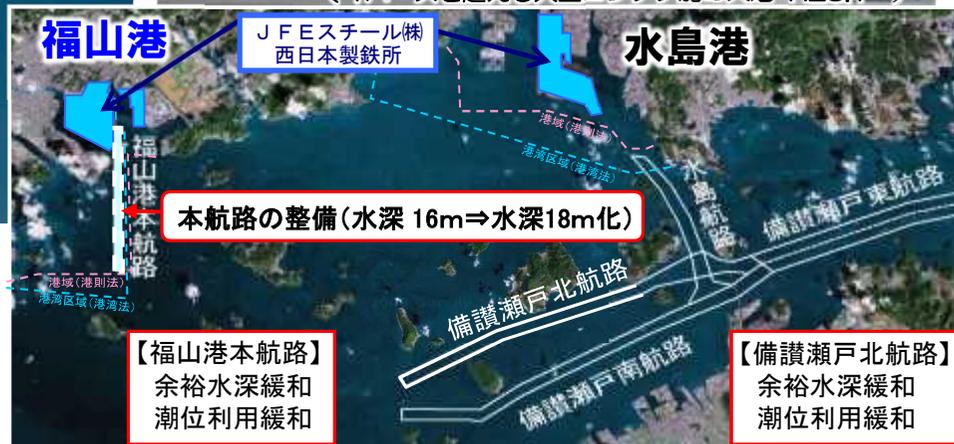
課題

2-2地域の基幹産業のグローバル化に対応する福山港の機能強化 国際バルク戦略港湾福山港における効率的な輸送の早期実現

- 箕島地区を利用する福山港背後の鉄鋼業や造船業は、海外需要の増加に対応するため、遠方地への輸出も強化しており、鋼材や造船関連資材の輸出も増加が見込まれているが、現時点においても、大型船対応の岸壁が不足しているため、喫水調整を行うなど非効率な輸送を強いられている。
- 箕沖地区は、寄港するコンテナ船の大型化により、岸壁の必要延長が不足している。
- このような状況のなか、効率的な輸送や船舶の大型化に対応するため、平成30年度に新規事業化された箕島・箕沖地区ふ頭再編改良事業の(岸壁、航路・泊地)早期完成が求められている。



地域の基幹産業のグローバル化等への対応が必要



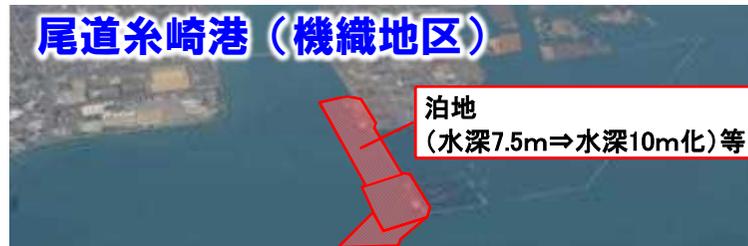
6 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

2-3 地域の基幹産業の競争力強化に資する尾道系崎港の航路・泊地整備

○機織地区は30,000DWT級の木材運搬船が入港しているが、泊地(整備中)の水深が不足しているため、積荷を軽減するなど非効率な輸送を余儀なくされている。

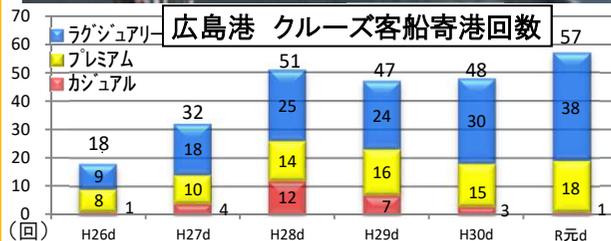


木材運搬船の大型化への対応が必要 (非効率な輸送形態の解消)

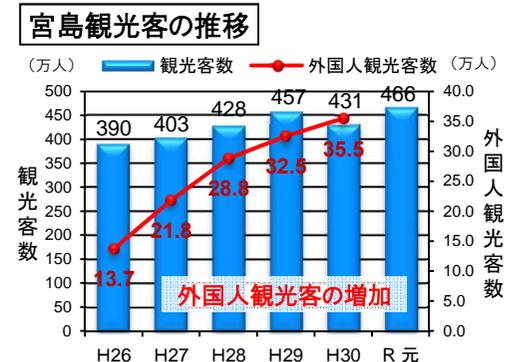


3 観光・交流の拠点となる広島港・厳島港の港湾機能の強化

○広島港へのクルーズ寄港回数は年々増加しており、インバウンド需要に対応したクルーズ客船の受入機能を充実が求められている。
○宮島口地区の新ターミナルと浮棧橋は、今年2月に供用開始した。今後は、ターミナルへ円滑に誘導するアクセス道路等の整備が求められている。



クルーズ船寄港回数の増加や観光客の利便性向上への対応が必要



6 社会資本整備の推進

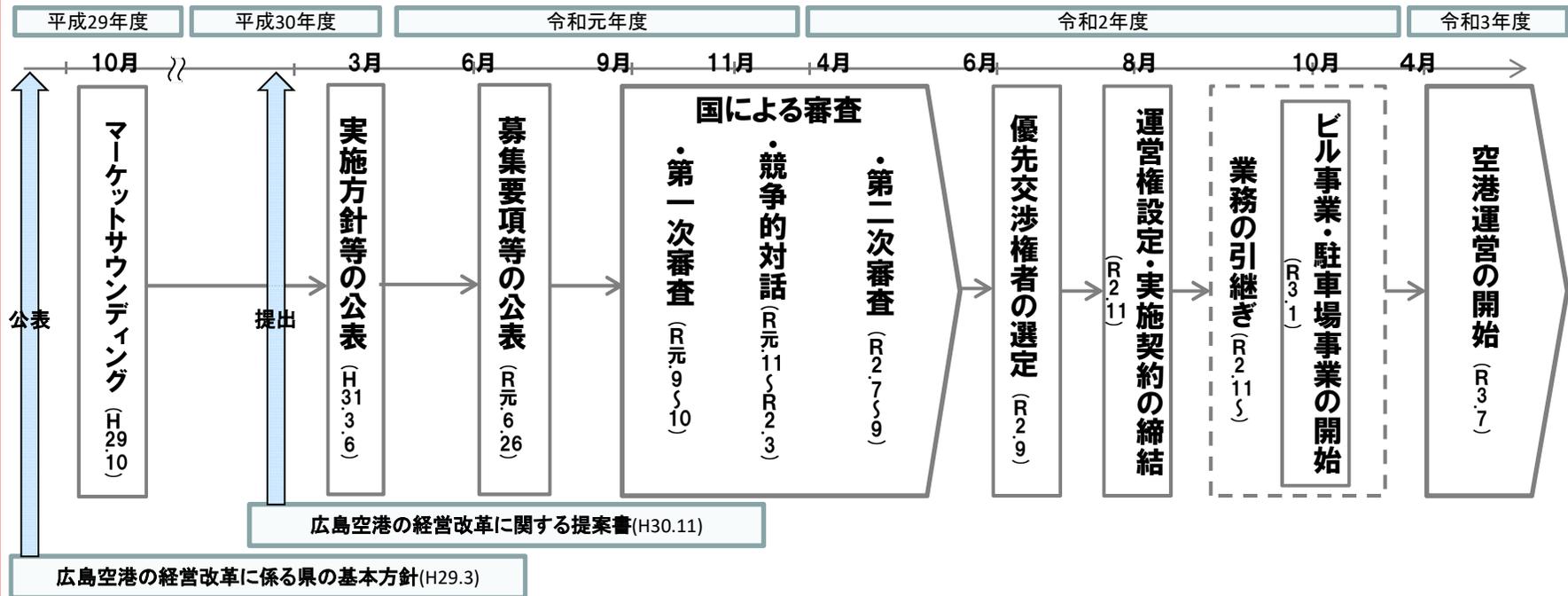
(7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等

国への提案事項

1 広島空港の経営改革の推進

優先交渉権者の選定においては、「広島空港の経営改革に係る県の基本方針」及び「広島空港の経営改革に関する提案書」の趣旨を生かすとともに、運営権者が、県と空港運営の開始に向けた十分な連携・協議を行えるよう配慮すること。

広島空港運営委託に向けた想定スケジュール(令和2年6月現在)



6 社会資本整備の推進

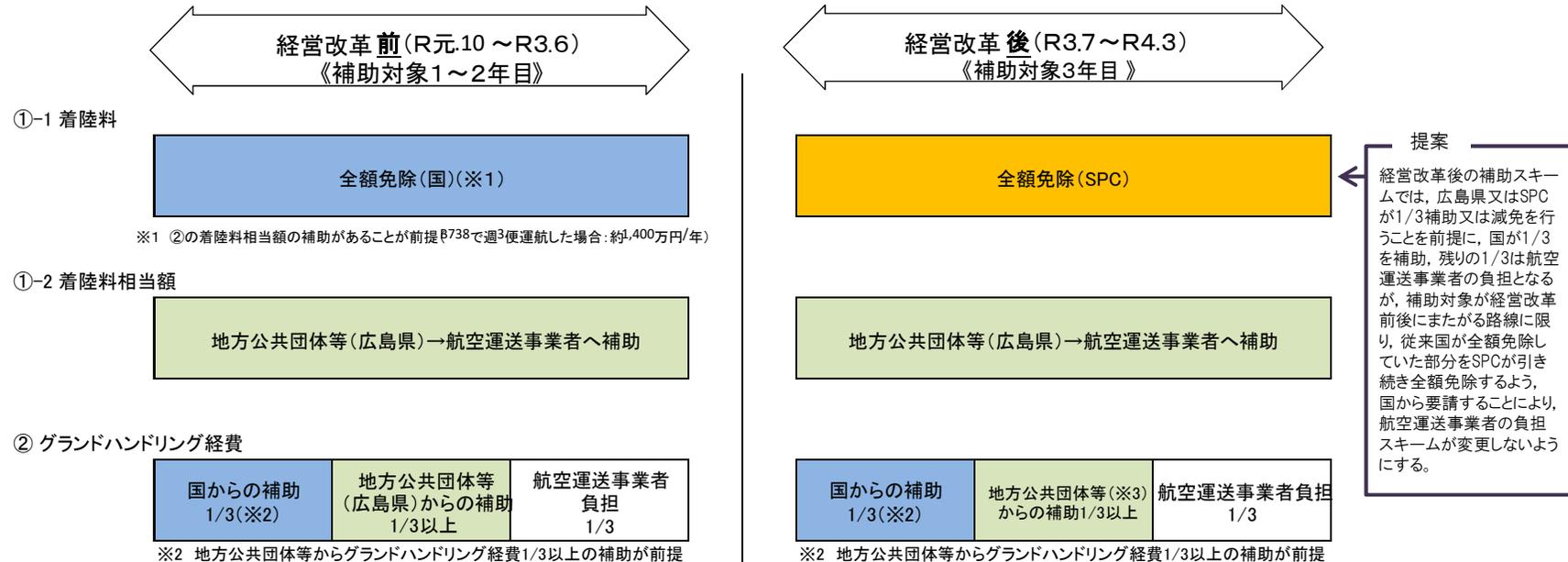
(7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等

国への提案事項

2 経営改革前後における訪日誘客支援空港への補助制度の負担スキームの維持

訪日誘客支援空港への補助制度において、補助対象期間(最大3年間)が、経営改革前後にまたがる新規就航路線又は増便路線については、経営改革後においても、航空運送事業者の負担スキームが変更しないように、着陸料については、制度の継続性に鑑み、SPCが免除を行うように、国から要請をすること。また、グランドハンドリング経費については、負担スキームを継続すること。

〈広島空港に令和元年冬ダイヤから新規路線が就航した場合の負担スキーム〉



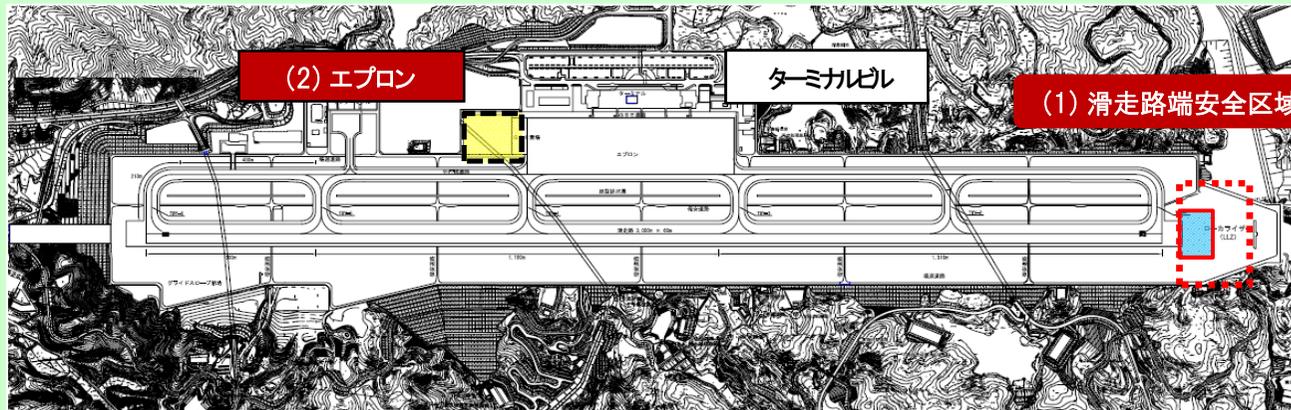
6 社会資本整備の推進

(7) 空港活性化に向けた経営改革の推進等

国への提案事項

3 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

- (1) 滑走路端安全区域の整備については、早急に整備内容を確定して、空港運営への影響が最小限となるように整備を進めること。
- (2) 新規路線の就航や増便に対応できるようにするため、エプロンを早急に拡張すること。



エプロン拡張用地 滑走路端安全区域の整備

滑走路端安全区域の国内基準

可能な限り用地の確保に努める範囲

- 長さ 240m
- 幅員 着陸帯幅

最小範囲

- 長さ 90m
- 幅員 滑走路幅の2倍

3 (1) 滑走路端安全区域の確保

- 広島空港は、①社会的な影響度が高く、②着陸回数が多い空港であり、優先的に整備を進める空港と位置付け
- 広島空港では、滑走路西側で国内基準の範囲が確保されておらず、国は、滑走路全体を東側に移動させる方針とし、現在、工法検討中
- 整備に当たっては、空港運用への影響を最小限に止める対策が必要

3 (2) エプロンの拡張

- 広島空港は、平成29年7月に「訪日誘客支援空港」に認定された
- 東南アジア・東アジアからの新規就航や、LCCの増便など国内外の航空ネットワーク拡充に取り組んでおり、令和3年の経営改革導入に先行して、エプロンの拡張が必要

【提案先省庁：国土交通省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

① 弔意事業を充実強化すること

- 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実、関係資料の収集等弔意事業の充実強化

② 保健医療福祉事業を充実すること

- 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化
- 「高齢者の医療の確保に関する法律」による特定健康診査と同様とする等の健診内容の充実及び健診費の改善～【被爆者健康診断内容等の充実強化】
- 原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
- 「原爆病院，原爆養護ホーム，被爆者保養施設」等の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
- これまでの判決等を踏まえ，より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施

③ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること

- 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
- 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について，早期移転すること

④ 被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

⑤ 在外被爆者の援護を推進すること

- 医療費の支給，保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い，必要な改善を行うこと
- 引き続き円滑な各種申請手続と周知を図り，高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ，医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について，在外公館等において支援を行うこと
- 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり，在外公館等において現地協会等の支援を行うなど，より積極的な役割を果たすこと

2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

① 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け，財政上，適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること

② 介護保険法による保険者等の財政負担に対して軽減措置すること

3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

① 毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに財政措置を行うこと

② 医療給付における疾病制限を緩和すること…対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)

③ 介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと

④ 毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費，死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

【提案先省庁:内閣府，外務省，文部科学省，厚生労働省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

- 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。
- 被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。
- 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。

【被爆者数及び平均年齢(平成31年3月末現在)】

区分	被爆者数	平均年齢
広島県 (広島市を除く)	18,393人	84.5歳
広島市	47,632人	82.2歳
県全体	66,025人	82.8歳

課題

- 弔意事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。
- 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。
- また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきている。
- 在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状	課題						
<p>2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善</p> <p>○ 被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被爆者の高齢化が進む中で、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)の全国枠国費が平成22年度以降、減少傾向にある。 ● 介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。 						
<p>3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化</p> <p>○ 毒ガス障害者援護制度 (国の要綱により実施)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr style="background-color: #003366; color: white;"> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="background-color: #d9d9d9;"> <td style="text-align: center;">医療給付</td> <td>毒ガスに起因する疾病のみ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">介護救済措置</td> <td>毒ガスに起因する在宅介護費用のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。</p>	区分	対象	医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ	介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ	<ul style="list-style-type: none"> ● 本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。 ・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。 ・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。
区分	対象						
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ						
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ						

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で広く世界貢献を果たす必要があることから、広く放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度を創設すること。

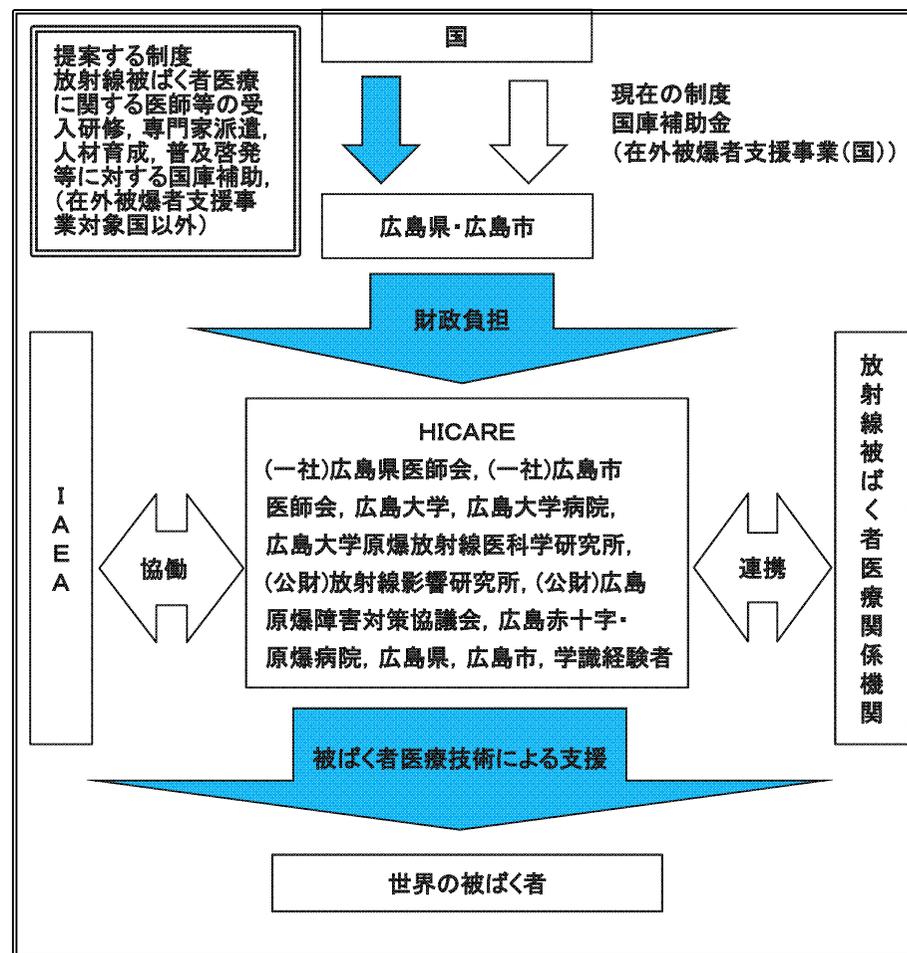
1 対象事業

在外被爆者支援事業対象国に限らない、国内外の関係機関(IAEA等)と連携した放射線被ばく者医療に関する次の事業

- ① 医師等の受入研修
- ② 専門家派遣
- ③ 普及啓発のための国際会議
- ④ 共同研究

2 助成内容

定額補助又は、事業費に対する国庫2/3の助成



【提案先省庁:内閣府, 外務省, 文部科学省, 厚生労働省】

7 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

1 広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果による貢献

- 世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で、広く世界に貢献していくことが必要である。

《放射線被曝者医療国際協力推進協議会(HICARE)(平成3年設立)の活動内容》

- 医師等受入研修:延べ38か国・地域768名(令和2年3月現在)
- 医師等専門家派遣:延べ17か国219名(令和2年3月現在)
- 国際原子力機関(IAEA)と協働した放射線被ばく者医療分野の人材育成
 - ・ 国際医療研修, 医学生のIAEAへのインターン派遣, 共同研究
- 次世代の人材育成:高校出前講座
- 講演会開催
- 福島第一原子力発電所事故へのオール広島での医療支援

2 放射線被ばく者医療の必要性

- 被ばく者治療のノウハウの不足
- 被ばく事故発生時の体制が未整備
- がん治療など放射線源を用いた医療の需要増

課題

- HICAREの活動に対するニーズが大きい中、広島県・広島市の支援だけでは限界がある。
 - ・ HICAREの経費を負担する広島県・広島市はともに、厳しい財政状況
 - ・ HICAREの活動は、在外の原爆被爆者を対象とした在外被爆者支援事業に依存する現状
 - ・ これまでに蓄積された知見及びIAEAとの協働事業等を通じて得られる放射線被ばく者医療の知見を世界に、より広く普及する事業を実施するための財源確保が困難となっている。
 - ⇒ 研修生の約90%が在外被爆者支援事業対象国からの受入となる等、活動が制約されている。

